令和6年2月第431回定例福井県議会議案 (令和6年度当初予算(案)関係)

福 井 県

目 次

第1号議案	令和6年度福井県一般会計予算 (1)
第2号議案	令和6年度福井県公債管理特別会計予算 (21)
第3号議案	令和6年度福井県用品等集中管理事業特別会計予算
第 4 号議案	令和6年度福井県災害救助基金特別会計予算(29)
第 5 号議案	令和6年度福井県国民健康保険特別会計予算(33)
第6号議案	令和6年度福井県母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計予算
第7号議案	令和6年度福井県営産業団地整備事業特別会計予算
第8号議案	令和6年度福井県中小企業支援資金貸付金特別会計予算(47)
第 9 号議案	令和6年度福井県沿岸漁業改善資金貸付金特別会計予算
第10号議案	令和6年度福井県林業改善資金貸付金特別会計予算
第11号議案	令和6年度福井県県有林事業特別会計予算(59)
第12号議案	令和6年度福井県駐車場整備事業特別会計予算
第13号議案	令和6年度福井県港湾整備事業特別会計予算(67)
第14号議案	令和6年度福井県証紙特別会計予算
第15号議案	令和6年度福井県病院事業会計予算
第16号議案	令和6年度福井県臨海工業用地等造成事業会計予算
第17号議案	令和6年度福井県工業用水道事業会計予算(85)
第18号議案	令和6年度福井県水道用水供給事業会計予算(89)
第19号議案	令和6年度福井県臨海下水道事業会計予算

	第20号議案	令和6年度福井県流域下水道事業会計予算(97)
	第21号議案	福井県手数料徴収条例の一部改正について(101)
	第22号議案	福井県職員定数条例の一部改正について(107)
	第23号議案	附属機関に関する条例の一部改正について(109)
	第24号議案	地方自治法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
	第25号議案	福井県条例の形式を左横書きに改正する条例の制定について
	第26号議案	福井県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正について
	第27号議案	福井県個人番号の利用等に関する条例の一部改正について(123)
	第28号議案	福井県指定居宅サービス等の事業の人員、設備および運営の基準等に関する条例および福井県指定
		介護予防サービス等の事業の人員、設備および運営の基準等に関する条例の一部改正について(127)
	第29号議案	福井県指定介護療養型医療施設の人員、設備および運営の基準に関する条例の廃止について
	第30号議案	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行条例および福井県一般職の職員等の特殊勤務手当に
		関する条例の一部改正について(133)
	第31号議案	福井県指定障害者支援施設の人員、設備および運営の基準等に関する条例および福井県障害者支援
		施設の設備および運営の基準に関する条例の一部改正について
	第32号議案	福井県指定障害児入所施設等の人員、設備および運営の基準等に関する条例および福井県指定障害
		児通所支援の事業等の人員、設備および運営の基準等に関する条例の一部改正について
	第33号議案	障がいのある人もない人も幸せに暮らせる福井県共生社会条例の一部改正について
	第34号議案	困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定に
		ついて
	第35号議案	福井県病院等の人員および施設の基準等に関する条例の一部改正について
ı		

第36号議案	福井県医師確保修学資金等貸与条例の一部改正について(155
第37号議案	福井県工業技術センター使用料および手数料徴収条例の一部改正について
第38号議案	家畜保健衛生所使用料および手数料徴収条例の一部改正について
第39号議案	福井県漁港管理条例等の一部改正について(169
第40号議案	福井県都市公園条例の一部改正について
第41号議案	福井県建築基準条例および福井県手数料徴収条例の一部改正について
第42号議案	福井県証紙条例を廃止する等の条例の制定について(183
第43号議案	福井県立学校職員定数条例の一部改正について(187
第44号議案	市町立学校県費負担教職員定数条例の一部改正について(189
第45号議案	福井県公安委員会等手数料徴収条例の一部改正について(191
第46号議案	県有財産の無償貸付けについて(193
第47号議案	包括外部監査契約の締結について(195

第1号議案

令和6年度 福井県一般会計予算

令和6年度福井県の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ504,695,017千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分および当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(継続費)

- 第2条 地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第212条第1項の規定による継続費の経費の総額および年割額は、「第2表継続費」による。 (債務負担行為)
- 第3条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間および限度額は、「第3表債務負担行為」による。

(地方債)

第4条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率および償還の方法は、「第4表地方債」による。

(一時借入金)

第5条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、65,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

- 第6条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと 定める。
- (1) 各項に計上した給料、報酬、職員手当および共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各

項の間の流用

(2) 第13款諸支出金各項に計上した予算額に過不足を生じた場合におけるこれらの経費の各項の間の流用

令和6年2月13日提出

第1表	歳入歳出予算	歳	入		(単位 千円)
	款		項	金	額
1 県税					130, 609, 673
		1 県民税			31, 164, 572
		2 事業税			34, 581, 533
		3 地方消費税			27, 033, 552
		4 不動産取得税			1, 915, 557
		5 県たばこ税			850, 206
		6 ゴルフ場利用税			211, 900
		7 軽油引取税			7, 127, 858
		8 自動車税			12, 744, 425
		9 鉱区税			1, 531
		10 固定資産税			1, 348, 543
		11 狩猟税			9, 042
		12 核燃料税			13, 620, 954
2 地方消費税	清算金				40, 620, 498
		1 地方消費税清算	金		40, 620, 498
3 地方譲与税					15, 878, 832

款	項	金額
	1 特別法人事業譲与税	14, 193, 950
	2 地方揮発油譲与税	1, 421, 066
	3 石油ガス譲与税	51,041
	4 自動車重量譲与税	138, 584
	5 地方道路譲与税	1
	6 森林環境讓与税	73, 904
	7 航空機燃料讓与税	286
4 地方特例交付金		2, 826, 000
	1 地方特例交付金	2, 826, 000
5 地方交付税		133, 015, 000
	1 地方交付税	133, 015, 000
6 交通安全対策特別交付金		150, 000
	1 交通安全対策特別交付金	150, 000
7 分担金および負担金		1, 925, 529
	1 負担金	1, 925, 529
8 使用料および手数料		5, 237, 694
	1 使用料	4, 071, 663
	2 手数料	1, 166, 031

9 国庫支出金		62, 160, 462
	1 国庫負担金	32, 423, 353
	2 国庫補助金	29, 044, 935
	3 委託金	692, 174
10 財産収入		1, 773, 021
	1 財産運用収入	578, 723
	2 財産売払収入	1, 194, 298
11 寄附金		456, 469
	1	456, 469
12 繰入金		15, 997, 255
	1 特別会計繰入金	359, 673
	2 公営企業会計繰入金	151, 123
	3 基金繰入金	15, 486, 459
13 繰越金		1, 000, 000
	1 繰越金	1, 000, 000
14 諸収入		45, 057, 584
	1 延滞金、加算金および過料等	82, 602
	2 県預金利子	440
	3 貸付金元利収入	39, 989, 197

業収入 491,9 業収入 2,000,0 精算金収入 2,493,4 47,987,0 47,987,0 計 504,695,0
精算金収入 2,493,4 47,987,0 47,987,0
2, 493, 4 47, 987, 0 47, 987, 0
47, 987, 0 47, 987, 0
47, 987, 0
計 504, 695, 0

	歳 出	(単位 千円)
款	項	金額
1 議会費		1, 039, 902
	1 議会費	1, 039, 902
2 総務費		40, 123, 272
	1 総務管理費	13, 215, 854
	2 企画費	15, 890, 509
	3 徴税費	3, 074, 348
	4 市町振興費	5, 640, 752
	5 選挙費	34, 112
	6 防災費	1, 867, 131
	7 統計調查費	167, 450
	8 人事委員会費	103, 826
	9 監査委員費	129, 290
3 民生費		51, 134, 669
	1 社会福祉費	33, 713, 160
	2 児童福祉費	16, 534, 483
	3 生活保護費	479, 137

款	項	金額
	4 災害救助費	46, 199
	5 自然保護費	361, 690
4 衛生費		25, 015, 437
	1 公衆衛生費	16, 454, 319
	2 環境衛生費	1, 643, 501
	3 保健所費	213, 546
	4 医薬費	6, 704, 071
5 労働費		1, 929, 591
	1 労政費	1, 410, 065
	2 職業訓練費	442, 566
	3 労働委員会費	76, 960
6 農林水産費		28, 006, 709
	1 農業費	10, 106, 964
	2 畜産業費	444, 156
	3 農地費	10, 240, 780
	4 林業費	5, 638, 243
	5 水産業費	1, 576, 566
7 商工費		54, 293, 703

	1 商業費	44, 271, 350
	2 工鉱業費	7, 666, 072
	3 繊維産業費	24, 795
	4 観光費	2, 331, 486
8 土木費		52, 197, 730
	1 土木管理費	6, 421, 389
	2 道路橋りょう費	26, 344, 165
	3 河川海岸費	14, 374, 557
	4 港湾費	3, 452, 724
	5 都市計画費	1, 071, 624
	6 住宅費	533, 271
9		25, 004, 252
	1 警察管理費	22, 717, 002
	2 警察活動費	2, 287, 250
10 教育費		101, 862, 298
	1 教育総務費	19, 806, 593
	2 小中学校費	40, 009, 087
	3 高等学校費	23, 103, 443
	4 特別支援学校費	8, 738, 134

款	項	金額
	5 大学費	4, 134, 831
	6 社会教育費	4, 544, 396
	7 保健体育費	1, 525, 814
11 災害復旧費		6, 173, 531
	1 農林水産施設災害復旧費	1, 396, 813
	2 土木施設災害復旧費	4, 776, 718
12 公債費		65, 840, 405
	1 公債費	65, 840, 405
13 諸支出金		51, 773, 518
	1 地方消費税清算金	26, 630, 786
	2 利子割交付金	35, 706
	3 配当割交付金	754, 710
	4 株式等譲渡所得割交付金	804, 325
	5 法人事業税交付金	2, 610, 012
	6 地方消費税交付金	20, 396, 267
	7 ゴルフ場利用税交付金	148, 349
	8 環境性能割交付金	393, 361
	9 利子割精算金	2

14 予備費						300, 000
			1 予備費			300, 000
	歳	出	合	計		504, 695, 017
					,	

第2表	継	続	費

(単位 千円)

款	項	事	業	名	総	額	年	度	年	割	額
土木費	道路橋りょう費	橋りょ	う新設改良	是費		2, 600, 000	令和	6年度		20	, 000
		(一般国	道162号 一番町~				令和	7年度		250	, 000
			雲浜	地係			令和	8年度		1, 320	, 000
		天手橋	(仮称)、 (仮称))			令和	9年度		1,010	, 000

第3表 債務負担行為

(単位 千円)

事	項	期	間	限	度	額
地方債証券の共同発行に	よって生ずる連帯債務	令和6年度	~ 令和16年度	共同発行団体によっ 担額を控除した額:		
予算編成システム	再 構 築 事 業 費	令和	7 年度			58, 782
県 立 大 学 恐 竜 学 部 (仮称) 開設事業費	令和	7 年度		3	, 059, 826
防 災 情 報 ネ ッ ト ワ ー	ク 再 整 備 事 業 費	令和	7 年度		1	, 854, 404
恐 竜 博 物 館 開 館 2 5	周 年 準 備 事 業 費	令和	7 年度			111, 980
外国人観光客誘	致 拡 大 事 業 費	令和	7 年度			13, 350
海外クルーズ客船	誘 致 拡 大 事 業 費	令和	7 年度			18, 760
上海からの誘う	客 促 進 事 業 費	令和	7 年度			19, 400
多様な宿泊施設 鏨	医 備 支 援 事 業 費	令和	7 年度			120,000
県 立 音 楽 堂 管 ヨ	理 運 営 事 業 費	令和7年度	~ 令和10年度		1	, 411, 751
久 々 子 湖 漕 艇 場 コ	ー ス 整 備 事 業 費	令和	7 年度			68, 722
社会福祉センター	管 理 運 営 事 業 費	令和7年度	~ 令和10年度			224, 002
ふくい健康の森(温泉・スポー	- ツ施設)管理運営事業費	令和7年度	~ 令和10年度		1	, 523, 097
総合福祉相談所機	能 強 化 事 業 費	令和	7 年度			213, 480
児 童 科 学 館 管 耳	理 運 営 事 業 費	令和7年度	~ 令和10年度		1	, 407, 620
医 師 確 保 修 学	資 金 貸 付 金	令和7年度	~ 令和11年度			108, 606

第1号議案 令和6年度福井県一般会計予算

事	項	期間	限 度 額	
陽子線がん治療	資 金 利 子 補 給	令和7年度~令和11年度	619)
ふくい健康の森(県民健康セ	ンター)管理運営事業費	令和7年度~令和10年度	560, 200)
県 制 度 融 資	利 子 補 給	令和7年度~令和9年度	40,000)
県 制 度 融 資	保 証 料 補 給	令和7年度~令和11年度	148, 854	:
県 制 度 融 資	損 失 補 償	令和 6 年度 ~ 令和17年度	94, 400)
勤労者住宅資金(生活	支援分) 利子補給	令和7年度~令和11年度	16, 273	,
離転職者等能力開	月 発 推 進 事 業 費	令和7年度~令和8年度	49, 928	i
ふくい高度外国人材	等活躍応援事業費	令和7年度	4, 500)
福井県産業振興施設(サンドー	- ム福井)管理運営事業費	令和7年度~令和10年度	185, 105	,
越前陶芸公園管	理運営事業費	令和7年度~令和10年度	453, 949)
福井県国際交流会館	管 理 運 営 事 業 費	令和7年度~令和10年度	435, 824	:
農業近代化資	金 利 子 補 給	令和7年度~令和27年度	45, 525	ı
農業経営支援資	金 利 子 補 給	令和7年度~令和12年度	1,700)
農地中間管理事業資	金借入金損失補償	令和 6 年度 ~ 令和10年度	12,000)
養 殖 業 生 産 拡 ナ	て 支 援 事 業 費	令和 9 年度 ~ 令和15年度	4, 666	,
漁 業 近 代 化 資	金 利 子 補 給	令和7年度~令和27年度	72, 051	
漁業経営維持安定	資 金 利 子 補 給	令和7年度~令和16年度	4, 324	:
水 産 業 振 興 資	金 利 子 補 給	令和7年度~令和11年度	6, 474	:

新	規 漁 業	就 業 者	定 着	支 援 資	金 貸 付	士 金	令和7年度~令和9年度	8, 820
漁	業経	営 維 持	安 定	資 金	損失補	償	令和6年度~令和17年度	4, 185
林	業 近	代 化	資	金 利	子 補	給	令和7年度~令和22年度	4, 907
土	地	改	良	事	業	費	令和7年度	166, 000
農	地	防	災	事	業	費	令和7年度	420, 000
道	路	新 設	改	良	事業	費	令和7年度	160, 000
道	路	新 設	改	良	事業	費	令和7年度~令和9年度	200,000
橋	りょ	う 新	設	改良	事 業	費	令和7年度	1, 590, 000
河	ЛП	改	良	事	業	費	令和7年度	845,000
港	湾	建	設	事	業	費	令和7年度	135, 500
<u>۱</u>	リム	パーク	かな	づ 整	備 事 業	費	令和7年度	86,070
公共	共土木 施 設	災害復旧事	業費(全	令和5年発	生災害復旧	費)	令和7年度	142, 498
県	立学を	交 施 設 リ	J フ	レッシ	ュ 事 業	費	令和7年度	1, 237, 883
	<u> </u>	高 校	寮	 と 備	事 業	 費	令和7年度	528, 358

第4表 地方債

(単位 千円)

起 債 の 目 的	限度額	起債の方法	利率	償 還 の 方 法
国際交流事業費	4,000	普通貸借または 証 券 発 行 (政府資金、その他)	7.0%以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率	償還年限30年以内 (うち据置期間5年以内) その他の事項 (1) 工事または財政その他の都合により、 起債額の全部または一部を翌年度に繰延 起債することができる。 (2) 本債の償還は、毎年度2期に分け各半
北陸新幹線建設事業費	1, 823, 000	,,	"	年分を支払う。ただし、1期に満たない 端数があるときは日割計算による。
地域鉄道支援事業費	151, 000	"	JI	(3) 本債は、その融通条件により変更する
企画調整事業費	82, 000	IJ	<i>II</i>	ことができる。 (4) 財政の都合もしくは政府資金またはそ
生活学習館運営費	88, 000	II	II .	の他の融通条件により、償還年限を変更
ふくい健康の森整備費	24, 000	JJ	JJ	し、または繰上償還し、あるいは低利借 換することができる。繰上償還は、据置
障がい者福祉施設整備事業費	211, 000	II	IJ.	期間中にもすることができる。 (5) 本債は、県税、その他の歳入をもって
社会福祉センター運営費	11,000	"	IJ.	償還する。
身体障がい者福祉事業費	50, 000	11	"	
総合福祉相談所整備費	135, 000	IJ	11	
児童厚生施設費	438, 000	II.	II.	
児童福祉施設整備事業費	120, 000	II	IJ	
児童相談所費	17,000	IJ	IJ	
市町災害援護資金貸付金	1,000	JJ	IJ	
自然公園施設整備事業費	39,000	II	II .	

24, 000	JJ	II	
72,000	JJ	II.	
11,000	JJ	II.	
14,000	JJ	II.	
1, 252, 000	JJ	II.	
861,000	JJ	II.	
198, 000	JJ	II.	
747, 000	JJ	II.	
92, 000	JJ	II.	
352, 000	JJ	II.	
18, 000	JJ	II.	
150, 000	JJ	II.	
694, 000	JJ	II.	
8, 423, 000	IJ	IJ	
6, 583, 000	IJ	IJ	
4, 268, 000	IJ	IJ	
5, 016, 000	IJ	IJ	
631, 000	IJ	IJ	
109,000	IJ	IJ	
119,000	IJ	IJ	
506, 000	IJ	II	
1, 267, 000	IJ	IJ	
138, 000	IJ	IJ	
23, 000	IJ	IJ	
	72,000 11,000 14,000 1,252,000 861,000 198,000 747,000 92,000 352,000 18,000 150,000 694,000 8,423,000 4,268,000 5,016,000 631,000 109,000 119,000 506,000 1,267,000 138,000	72,000 " 11,000 " 14,000 " 1,252,000 " 861,000 " 198,000 " 747,000 " 92,000 " 352,000 " 18,000 " 150,000 " 694,000 " 8,423,000 " 4,268,000 " 5,016,000 " 631,000 " 119,000 " 506,000 " 1,267,000 " 138,000 "	72,000 """ <t< td=""></t<>

起 債 の 目 的	限度額	起債の方法	利率	償 還 の 方 法
県営住宅建設費	120,000	普通貸借または 証 券 発 行 (政府資金、その他)	7.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率	償 還 年 限 30 年 以 内 (うち据置期間5年以内)
車輌等整備費	24, 000	II.	JJ	
警察署庁舎建設費	1, 638, 000	"	JJ	
交通安全施設整備費	696, 000	"	JJ	
高等学校整備費	6, 455, 000	"	JJ	
特別支援学校整備費	389, 000	"	"	
県立大学施設整備費	625, 000	"	JJ	
文化施設整備費	205, 000	II.	JJ	
図書館管理費	26, 000	II .	IJ	
青年の家等管理費	53, 000	II .	JJ	
体育施設整備費	12,000	II .	JJ	
現年発生耕地災害復旧費 (公共)	7,000	II .	JJ	
現年発生漁港災害復旧費 (公共)	59, 000	II .	JJ	
過年発生治山施設災害復旧費 (公共)	8,000	II.	JJ	
現年発生治山施設災害復旧費 (公共)	29, 000	II.	JJ	
過年発生河川等災害復旧費 (公共)	577, 000	II.	JJ	
現年発生河川等災害復旧費 (公共)	1, 263, 000	"	JJ	
河川等災害復旧費(県単)	30, 000	II .	II.	

現年発生港湾災害復旧費(公共) 臨時財政対策債		97, 000 912, 000	IJ IJ	
合	#	47, 987, 000		

第2号議案

令和6年度 福井県公債管理特別会計予算

令和6年度福井県公債管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ102,622,290千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分および当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率および償還の方法は、次表「地方債」による。

地方債

起	債(の目	目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
借	đ	換	債	千円 27,070,000	普通貸借または 証券発行 (政府資金、その他)	7.0%以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率	償還年限20年以内 (うち据置期間5年以内)

令和6年2月13日提出

別表	歳入歳出	予算	歳		入		(単位 千円)
	款			 項		金	額
1 繰入金							75, 552, 290
			1 一般会計約	操入金			65, 552, 290
			2 基金繰入金	Ž			10, 000, 000
2 県債							27, 070, 000
			1 県債				27, 070, 000
	歳	入	合	計			102, 622, 290

	歳	出		(単位 千円)
款	項		金	額
1 公債費				102, 622, 290
	1 公債費			102, 622, 290
歳出	合 計			102, 622, 290

第3号議案

令和6年度 福井県用品等集中管理事業特別会計予算

令和6年度福井県用品等集中管理事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ307,064千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分および当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

令和6年2月13日提出

	款			-	· 項	金	額
1 使用料および手数料							61, 46
			1 使	巨用料			61, 17
			2 手	三数料			29
2 財産収入							195, 09
			1 具	才 產売払収入			195, 09
3 繰越金							26
			1 約	越金			26
4 諸収入							50, 23
			1 杂				50, 23
j	裁	入	合		計		307, 06

		歳	出		(単位 千円)
 款			項	金	額
1 用品等集中管理費					307, 064
		1 用品調達費			220, 090
		2 自動車管理	費		36, 735
		3 文書事務管	理費		50, 239
歳	出	合	計		307, 064

第4号議案

令和6年度 福井県災害救助基金特別会計予算

令和6年度福井県災害救助基金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ40,345千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分および当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

令和6年2月13日提出

川 表	歳入歳出		歳	J		(単位 千円
	款			項	金	額
財産収入						2
			1 財産運用収	入		2
繰入金						40, 32
			1 一般会計繰	入金		40, 32
	歳	入	合	計		40, 34

		歳	出		(単位 千円)
	款		項	金	額
1 民生費					40, 345
		1 災害救助基金			40, 345
	歳 出	合	計		40, 345
				1	

第5号議案

令和6年度 福井県国民健康保険特別会計予算

令和6年度福井県国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ61,532,635千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分および当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

令和6年2月13日提出

別表歳入歳出予算	歳	(単位 千円)
款	項	金額
1 分担金および負担金		16, 952, 891
	1 負担金	16, 952, 891
2 国庫支出金		15, 412, 544
	1 国庫負担金	11, 114, 357
	2 国庫補助金	4, 298, 187
3 前期高齢者交付金		25, 360, 594
	1 前期高齢者交付金	25, 360, 594
4 共同事業交付金		172, 014
	1 共同事業交付金	172, 014
5 財産収入		219
	1 財産運用収入	219
6 繰入金		3, 631, 434
	1 他会計繰入金	3, 631, 434
7 諸収入		2, 939
	1 雑入	2, 939

款			項	金	額
歳	入	合	計		61, 532, 635
			,		

	歳	出		(単位 千円)
款		項	金	額
民生費				61, 532, 635
	1 国民健康任			61, 532, 635
歳 出	合	計		61, 532, 635
			I	

第6号議案

令和6年度 福井県母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計予算

令和6年度福井県母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ94,238千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分および当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間および限度額は、 次表「債務負担行為」による。

債務負担行為

事	項	期	間	限	度	額
母子福祉資	金貸付金	令和7年度~	~令和11年度		22,7	千円 735
父子福祉資	金貸付金	令和7年度~	~令和11年度		17,7	712
寡婦福祉資	金貸付金	令和7年度~	~令和11年度		13,4	128

令和6年2月13日提出

別 表	歳入歳出	予算	歳	入		(単位 千円)
	款			項	金	額
1 財産収入						7
			1 財産運用収入			7
2 繰入金						1, 660
			1 一般会計繰入。	金		1, 660
3 繰越金						43, 698
			1 繰越金			43, 698
4 諸収入						48, 873
			1 貸付金元利収	入		48, 762
			2 雜入			111
	歳	入	合	計		94, 238

	歳 出	(単位 千円)
款	項	金 額
1 民生費		94, 238
	1 母子父子寡婦福祉資金貸付金	94, 238
歳出	合 計	94, 238
		,

第7号議案

令和6年度 福井県営産業団地整備事業特別会計予算

令和6年度福井県営産業団地整備事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ247.682千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分および当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間および限度額は、 次表「債務負担行為」による。

債務負担行為

事	項	期	間	限	度	額
県営産業団地整備事業費		令和'	7年度		250,	千円 145

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率および償還の方法は、次表「地方債」による。

地 方 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
県営産業団地整備 事 業 費	千円 162,000	普通貸借または 証券発行 (政府資金、その他)	7.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率	償還年限30年以内 (うち据置期間5年以内)

令和6年2月13日提出

別表	歳入歳出	予算	歳	入		(単位 千円)
	款			項	金	額
1 繰入金						4, 589
			1 一般会計繰入	金		4, 589
2 諸収入						81, 093
			1 雑入			81, 093
3 県債						162, 000
			1 県債			162, 000
	歳	入	合	計		247, 682

			歳		出		(単位 千円
	款			項		金	額
商工費							247, 68
			1 県営産業	団地整備費			247, 68
	歳	出	合	計			247, 68

第8号議案

令和6年度 福井県中小企業支援資金貸付金特別会計予算

令和6年度福井県中小企業支援資金貸付金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,350,572千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分および当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率および償還の方法は、次表「地方債」による。

地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
中小企業高度化資金貸付金	千円 575,971	普通貸借または 証券発行 (政府資金、その他)	7.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率	償還年限30年以内 (うち据置期間5年以内)

令和6年2月13日提出

	款			項	金	額
財産収入						
			1 財産運用	月収入		
. 繰入金						72, 43
			1 一般会計	 操入金		72, 43
諸収入						702, 16
			1 貸付金デ	记利収入		702, 16
. 県債						575, 97
			1 県債			575, 97
	歳	入	合	計		1, 350, 57
	////			п		1, 000,

			歳		出		(単位 千円)
	款			項		金	額
1 商工費							1, 350, 572
			1 中小企業	支援資金貸付金			1, 350, 572
	歳	出	合	計			1, 350, 572

第9号議案

令和6年度 福井県沿岸漁業改善資金貸付金特別会計予算

令和6年度福井県沿岸漁業改善資金貸付金特別会計の予算は、次に定めるところによる。 (歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ100,227千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分および当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

令和6年2月13日提出

	款			項	金	額
1 財産収入						1
			1 財産運用収	入		1
2 繰入金						13
			1 一般会計繰	入金		13
3 繰越金						95, 98
			1 繰越金			95, 98
諸 収入						4, 09
			1 貸付金元利	収入		4, 09
	歳	入	合	計		100, 22

	歳	出		(単位 千円)
款		項	金	額
1 農林水産費				100, 227
	1 沿岸漁業改善資	至金貸付金		100, 227
歳出	合	計		100, 227
		1		

第10号議案

令和6年度 福井県林業改善資金貸付金特別会計予算

令和6年度福井県林業改善資金貸付金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ85,563千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分および当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

令和6年2月13日提出

別表	歳入歳出	予算	歳	入		(単位 千円)
	款			項	金	額
1 繰入金						490
			1 一般会計繰入	.金		490
2 繰越金						74, 846
			1 繰越金			74, 846
3 諸収入						10, 227
			1 貸付金元利収	入		10, 227
	歳	入	合	計		85, 563

			歳		出		(単位 千円)
	款			項		金	額
1 農林水産費						85, 56	
			1 林業改善	資金貸付金			85, 56
	歳	出	合	計			85, 56

第11号議案

令和6年度 福井県県有林事業特別会計予算

令和6年度福井県県有林事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,210,502千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分および当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

令和6年2月13日提出

別 表	歳入歳出	了 异	歳	入	(単位 千円)
	款			項	金額
1 使用料および手数料					7
			1 使用料		7
2 国庫支出金					231, 86
			1 国庫補助金	<u>.</u>	231, 86
3 財産収入					150, 69
			1 財産売払収	2入	150, 69
4 繰入金					827, 87
			1 一般会計線	上入金	827, 87
	歳	入	合	計	1, 210, 50

			歳		出		(単位 千円)
	款			項		金	額
農林水産費	•						1, 210, 502
			1 県有林費				1, 210, 502
	歳	出	合	計			1, 210, 502

第12号議案

令和6年度 福井県駐車場整備事業特別会計予算

令和6年度福井県駐車場整備事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ206,405千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分および当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率および償還の方法は、次表「地方債」による。

地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
福井駅西口地下駐車場整備事業費	千円 28,000	普通貸借または 証券発行 (政府資金、その他)	7.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率	償還年限30年以内 (うち据置期間5年以内)

令和6年2月13日提出

款				項	金	額
1 使用料および手数料						96, 20
			1 使用料			96, 20
2 繰入金						82, 19
			1 一般会計約	操入金		82, 19
3 県債						28, 00
			1 県債			28, 00
	歳	入	合	≣ 		206, 40

			歳		出		(単位 千円)
	款			項		金	額
1 土木費							206, 405
			1 駐車場整備				206, 405
	歳	出	合	計			206, 405

第13号議案

令和6年度 福井県港湾整備事業特別会計予算

令和6年度福井県港湾整備事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,787,499千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分および当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

(継続費)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第212条第1項の規定による継続費の経費の総額および年割額は、次表「継続費」による。

継続費

	款			項		事	業	名	総	額	年	度	年 割 額
						스/ 카디 \H	· \+ \	/ 本主 业		千円	令和	6年度	千円 510,000
土	木	費	港	湾	費	製質港 費	敦賀港港湾整備事業 費		1,	700,000	令和	7年度	760,000
											令和	8年度	430,000

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率および償還の方法は、次表「地方債」による。

地 方 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
港湾施設整備事業費	千円 2,202,000	普通貸借または 証券発行 (政府資金、その他)	7.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率	償還年限30年以内 (うち据置期間5年以内)

令和6年2月13日提出

款	項	金額
1 使用料および手数料		430, 710
	1 使用料	430, 716
2 財産収入		34, 200
	1 財産売払収入	34, 200
3 繰入金		873, 583
	1 一般会計繰入金	873, 583
4 諸収入		247, 000
	1 雑入	247, 000
5 県債		2, 202, 000
	1 県債	2, 202, 000
歳	合 計	3, 787, 499

			歳		出		(単位 千円)
	款			項		金	額
1 土木費							3, 787, 499
			1 港湾費				3, 787, 499
	歳	出	合	計			3, 787, 499

第14号議案

令和6年度 福井県証紙特別会計予算

令和6年度福井県証紙特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,763,430千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分および当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

令和6年2月13日提出

別 表	歳入歳出		歳	入		(単位 千円)
	款			項	金	額
繰越金						300, 000
			1 繰越金			300, 000
証紙収入						1, 463, 430
			1 証紙収入			1, 463, 430
	歳	入	合	計		1, 763, 430
					<u> </u>	

			歳		出		(単位 千円)
	款			項		金	額
1 総務費							1, 763, 43
			1 証紙				1, 763, 430
	歳	出	合	計			1, 763, 43

第15号議案

令和6年度 福井県病院事業会計予算

(総 則)

第1条 令和6年度福井県病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病 床 数

県 立 病 院 県立すこやかシルバー病院 計

759床 100床 859床

(2) 年 間 患 者 数

県立病院 県立すこやかシルバー病院 計

入院 208,853人 30,781人 239,634人

外来 254,575人 7,922人 262,497人

(3) 1 日平均患者数

県立病院 県立すこやかシルバー病院 計

入院 572人 84人 656人

外来 1,043人 32人 1,075人

(4) 主な建設改良事業

セキュリティ対策強化・ネットワーク更新 686,114千円

陽子線がん治療センター治療装置更新 278,300千円

中央監視装置更新

192,685千円

(収益的収入および支出)

第3条 収益的収入および支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入 第1款 病 院 事 業 収 益 26,687,699千円 第1項 医 業 収 益 22,298,658千円 第2項 医 業 外 収 益 3,736,020千円 第3項 特 別 利 益 653,021千円 支 出 第1款 病 院 事 業 費 用 25.984.402千円 第1項 医 業 費 用 25.392.624千円

第2項 医 業 外 費 用 591,778千円

(資本的収入および支出)

第4条 資本的収入および支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,494,006千円は、 損益勘定留保資金2,494,006千円で補てんするものとする。)。

 収
 入

 第1款 資 本 的 収 入
 4,433,575千円

 第1項 企 業 債
 2,337,000千円

 第2項 医師公舎敷金返還金
 2,784千円

 第3項 繰
 入 金
 2,091,674千円

第4項 国 庫 補 助 金

1,217千円

第5項 その他資本的収入

900千円

支

出

第1款 資 本 的 支 出 6,927,581千円

第1項 建 設 改 良

2,583,300千円

第2項 企業債償還金

3,340,543千円

第3項 投

資

1.003.738千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間および限度額は、次のとおりと定める。

限度額

県立病院建設事業 (患者総合支援センター整備2期工事)

令和7年度

63.486 千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率および償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的

限度額

起債の方法

利 率

償還の方法

県 立 病 施設改良事業

789,000千円

普通貸借または 証 券 発 行

7.0%以内

償還年限30年以内

(うち据置期間5年以内)

(政府資金、その他)

(ただし、利率見直し方式で 借り入れる政府資金及び地 方公共団体金融機構資金に ついて、利率の見直しを行った後においては、当該見 直し後の利率

IJ

械 備

1,548,000千円

償還年限10年以内

(うち据置期間1年以内)

その他の事項

- (1) 工事またはその他の都合により、起債額の 全部または一部を翌年度に繰延起債すること
- (2) 本債の償還は、毎年度2期に分け、各半年 分を支払う。ただし、1期に満たない端数が あるときは、日割計算による。
- (3) 本債は、その融通条件により変更すること ができる。
- (4) 企業財政の都合もしくは政府資金またはそ の他の融通条件により、償還年限を変更し、 または繰上償還し、あるいは低利借換するこ とができる。繰上償還は、据置期間中にもす ることができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、1,100.000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

- 第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。
- (1) 医業外費用に計上した消費税および地方消費税に係る予定額に不足を生じた場合における医業費用からの流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

- 第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額 に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。
 - (1) 職 員 給 与 費 11.022.489千円

(2) 交

50千円

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、4,304,608千円と定める。

令和6年2月13日提出 福井県知事 杉 本 達 治

第16号議案

令和6年度 福井県臨海工業用地等造成事業会計予算

(総 則)

第1条 令和6年度福井県臨海工業用地等造成事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 主要な建設改良事業 付 帯 工 事 費 408,741千円

(収益的収入および支出)

第3条 収益的収入の予定額は、次のとおりと定める。

収

第1款 造 成 事 業 収 益

1,536千円

第1項 営 業 外 収 益

1,536千円

(資本的収入および支出)

第4条 資本的収入および支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的支出のうち福井臨海工業用地等造成事業費576.406千円は、 土地造成積立金を取り崩し、なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額632.064千円は、過年度分損益勘定留保資金で補 てんするものとする。)。

> 収 入

第1款 資 本 的 収 入 54,857千円

第1項 貸 付 金 返 還 金 54,857千円

支出

第1款 資 本 的 支 出

1.263.327千円

第1項 福井臨海工業用地等 造成 事業 費

1.263.327千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間および限度額は、次のとおりと定める。

事 項

期間

限度額

拡充産業用地造成工事

令和7年度

24,970 千円

テクノポート福井総合公園管理運営事業費

令和7年度~令和10年度

224,592 千円

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、100.000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

- 第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。
- (1) 営業外費用に計上した消費税および地方消費税に係る予定額に不足を生じた場合における営業費用からの流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

- 第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額 に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。
 - (1) 職 員 給 与 費

36,439千円

(2) 交 際 費

177千円

令和6年2月13日提出 福井県知事 杉 本 達 治

第17号議案

令和6年度 福井県工業用水道事業会計予算

(総 則)

第1条 令和6年度福井県工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給 水 事 業 所 数 県営第一工業用水道 9 ヵ所

福井臨海工業用水道 50ヵ所

(2) 給 水 量 県営第一工業用水道 11,194,550㎡/年 30,670㎡/日

福井臨海工業用水道 12,811,135㎡/年 35,099㎡/日

(収益的収入および支出)

第3条 収益的収入および支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 工業用水道事業収益 814,983千円

第1項 営 業 収 益 779,823千円

第2項 営 業 外 収 益 35,160千円

支出

第1款 工業用水道事業費用 711,745千円

第1項 営 業 費 用 675,912千円

第2項 営 業 外 費 用 35,833千円

(資本的収入および支出)

第4条 資本的収入および支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的支出のうち第一工業用水道設備改良費 34,804千円、および臨海工業用水道設備改良費 121,215千円は、建設改良積立金を取り崩し、なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 54,857千円は、過年度分損益勘定留保資金で補てんするものとする。)。

	収			入	
第1款 資	本 的	収	入		492,114千円
第1項 負	担		金		492,114千円
	支			出	
第1款 資	本 的	支	出		702,990千円
第1項 長	期借入金	え返 還	金		54,857千円
第2項 第	> 4	用 水 良	道費		34,804千円
第3項		用 水 良	道費		467,722千円
第4項 韓	海工業設	用水	道 費		145,607千円

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、100,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

- 第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。
- (1) 営業外費用に計上した消費税および地方消費税に係る予定額に不足を生じた場合における営業費用からの流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額 に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職 員 給 与 費 68,940千円

(2) 交 際 費 105千円

令和6年2月13日提出

第18号議案

令和6年度 福井県水道用水供給事業会計予算

(総 則)

第1条 令和6年度福井県水道用水供給事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給 水 量 坂井地区水道 16.123.875㎡/年 44.175㎡/日

日野川地区水道 18,943,500㎡/年 51,900㎡/日

(収益的収入および支出)

第3条 収益的収入および支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 水 道 事 業 収 益 3,385,558千円

第1項 営 業 収 益 3,004,867千円

第2項 営 業 外 収 益 380,691千円

支 出

第1款 水 道 事 業 費 用 3,160,341千円

第1項 営 業 費 用 3,037,378千円

第2項 営 業 外 費 用 122,963千円

(資本的収入および支出)

第4条 資本的支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的支出のうち坂井地区水道用水供給事業設備改良費486,205千円は、建

設改良積立金を取り崩し、なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,465,587千円は、過年度分損益勘定留保資金で補てんするものとする。)。

出			文				
2,951,792千円	出	支	的	本	資	第1款	第
513,470千円	金	償 還	債	業	企	第1項	
1,227,356千円	1 水	水道用	b 区 業部	井地給事	坂供	第2項	
710,966千円	一水	水道月光備改具	地区	野川	; Н	第3項	
500,000千円	資			•		第4項	

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間および限度額は、次のとおりと定める。

	事	項	期	間	限	度	額
ろ	過池改	築 工 事	令和7年	度	225	, 577	千円
浄	水池改	築 工 事	令和7年	度	307	, 219	千円
膜	ろ過装置	更新工事	令和7年	度	668	, 443	千円

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、100,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

- 第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。
- (1) 営業外費用に計上した消費税および地方消費税に係る予定額に不足を生じた場合における営業費用からの流用 (議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額 に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職 員 給 与 費 179,104千円

(2) 交 際 費

60千円

令和6年2月13日提出

第19号議案

令和6年度 福井県臨海下水道事業会計予算

(総 則)

第1条 令和6年度福井県臨海下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 処 理 量 5,805,690㎡/年 15,906㎡/日

(収益的収入および支出)

第3条 収益的収入および支出の予定額は、次のとおりと定める。

収

第1款 下水道事業収益 1,248,601千円

第1項 営 業 収 益 938.657千円

第2項 営 業 外 収 益 309,944千円

> 支 出

第1款 下水道事業費用 1.247.046千円

第1項 営 業 費 用 1,217,521千円

第2項 営 業 外 費 用 29.525千円

(資本的収入および支出)

第4条 資本的収入および支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的支出のうち6,002千円は建設改良積立金を取り崩し、なお、 資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,000千円は、過年度分損益勘定留保資金で補てんするものとする。)。

収 入 第1款 資 本 的 収 入 179,110千円 第1項 負 担 金 178,035千円 第2項 国 庫 補 助 金 1,075千円 支 出 第1款 資 本 的 支 出 187.112千円 福井臨海下水道設備改良費 第1項 7.077千円 第2項 178,035千円 第3項 予 2.000千円 (一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、100.000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

- 第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。
- (1) 営業外費用に計上した消費税および地方消費税に係る予定額に不足を生じた場合における営業費用からの流用 (議会の議決を経なければ流用することのできない経費)
- 第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。
 - (1) 職 員 給 与 費 51,092千円
 - (2) 交 際 費 32千円

令和6年2月13日提出 福井県知事 杉 本 達 治

第20号議案

令和6年度 福井県流域下水道事業会計予算

(総 則)

第1条 令和6年度福井県流域下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 年間総処理水量 16.986,000㎡/年 46.537㎡/日

(2) 主要な建設改良事業

682,000千円

(収益的収入および支出)

第3条 収益的収入および支出の予定額は、次のとおりと定める。

入

第1款 下 水 道 事 業 収 益 2.581.331千円

第1項 営 業 収 益

883,272千円

第2項 営 業 外 収 益 1,698,059千円

支 出

第1款 下 水 道 事 業 費 用 2,770,701千円

第1項 営 業 費 用 2,742,118千円

第2項 営 業 外 費 用

28,583千円

(資本的収入および支出)

第4条 資本的収入および支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額69.408千円は、過

年度分損益勘定留保資金で補てんするものとする。)。

収

第1款 資 本 的 収 入 887,873千円

第1項 企 業 債 191,000千円

第2項 負 担 金 156.250千円

第 3 項 他 会 計 補 助 金 206,623千円

第4項 国 庫 支 出 金 334,000千円

支出

第1款 資 本 的 支 出 957,281千円

第1項 企 業 債 償 還 金 275,281千円

第2項 建 設 改 良 費 682,000千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率および償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的九頭竜川流域

限度額

起債の方法

利 率

償還の方法

九頭竜川流域下水道事業費

191,000千円

7.0%以内

償還年限30年以内

(うち据置期間5年以内)

(政府資金、その他)

(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、500,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

- 第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。
- (1) 営業外費用に計上した消費税および地方消費税に係る予定額に不足を生じた場合における営業費用からの流用 (議会の議決を経なければ流用することのできない経費)
- 第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額 に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。
- (1) 職 員 給 与 費 28,312千円

(他会計からの補助金)

第9条 流域下水道事業の安定のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、227,442千円である。

令和6年2月13日提出

第二十一号議案

福井県手数料徴収条例の一部改正について

福井県手数料徴収条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

和六年二月十三日提出

令

福井県

知事

杉

本

達

治

福井県条例第

号

福井県手数料徴収条例の一部を改正する条例

福井県手数料徴収条例(平成十二年福井県条例第二号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

										Hel	1
			物取扱者試験の実施	三項の規定に基づく危険	九 消防法第十三条の三第	一~八 (略)	事務の区分	二 防災安全部関係	一 (略)	別表(第二条、第三条関係)	
				験手数料	危険物取扱者試	(略)	名称				改正後
四千二百円	3 丙種危険物取扱者試験	五千三百円	2 乙種危険物取扱者試験	七千二百円	1 甲種危険物取扱者試験	(略)	金額				
ı						ı	ı	1		別表	
			物取扱者試験の実施	三項の規定に基づく危険	九 消防法第十三条の三第	一~八 (略)	事務の区分	二 防災安全部関係	一 (略)	表(第二条、第三条関係)	
				験手数料	危険物取扱者試	(略)	名称				改正前
三千七百円	3 丙種危険物取扱者試験	四千六百円	2 乙種危険物取扱者試験	六千六百円	1 甲種危険物取扱者試験	(略)	金額				

する者 次に掲げる設備の			一項第二号に該当する者	_	
3 同条第一項第二号に該当			3 高圧ガス保安法第五条第		
(一) (計) (略)			(一) () () () () () () () () ()		
			つて		
			者の許可の申請に対する審		
			一項の		
			第百四十九号)第三十七条		
			る法律(昭和四十二年法律		
			保及び取引の適正化に関す		
			て液化石油ガスの保安の確		
			当該移動式製造設備につい	_	
			、それぞれ次に定める額(_	
める額			に掲げる設備の区分に応じ	_	
分に応じ、それぞれ次に定			ガスの製造をするもの 次	_	
(_			高		
			\circ		
おいて同じ。) のみを使用			以下この項、三十一の項お		
- の項および四十二の項に			うに設計したものをいう		
言言したものをいう。三十			て移動することができるよ	_	
受けったらのをいう。三日			で多助けることができるよ	_	
動することができるように			圧ガスの製造のための設備	_	
スの製造のための設備で移			あって移動式製造設備(高		
て移動式製造設備(高圧ガ		查	一項第一号に該当する者で		査
2 同号に該当する者であっ	ぜ	の許可の申請に対する審	2 高圧ガス保安法第五条第		の許可の申請に対する審
1 (略)	坦	に基づく高圧ガスの製造	1 (略)	_	に基づく高圧ガスの製造
定める額	Æ	号)第五条第一項の規定	定める額		号)第五条第一項の規定
の区分に応じ、それぞれ次に	四 可申請手数料	和二十六年法律第二百四	の区分に応じ、それぞれ次に	可申請手数料	和二十六年法律第二百四
次に掲げる当該申請を行う者	品圧ガス製造許	三十 高圧ガス保安法 (昭	次に掲げる当該申請を行う者	高圧ガス製造許	三十 高圧ガス保安法 (昭
(略)	(略)	十六~二十九 (略)	(略)	(略)	十六~二十九 (略)
三千八百円			四千四百円		
2 乙種消防設備士試験		防設備士試験の実施	2 乙種消防設備士試験		防設備士試験の実施
五千七百円		第三項の規定に基づく消	六千六百円	手数料	第三項の規定に基づく消
1 甲種消防設備士試験	/ 消防設備士試験	十五 消防法第十七条の八	1 甲種消防設備士試験	消防設備士試験	十五 消防法第十七条の八
(略)	(略)	十一~十四 (略)	(略)	(略)	十一~十四 (略)
		る講習			る講習
		の取扱作業の保安に関す			の取扱作業の保安に関す
	安講習手数料	三の規定に基づく危険物		安講習手数料	三の規定に基づく危険物
匹千七百円		十 消防法第十三条の二十	五千三百円	危険物取扱者保	十 消防治第十三条の二十

第
一
号議案
福井県手数料徴収条例の
_
部改正にの
ついて

第二十一号議案			
案 福井県手数料徴収条例の	三十匹。高圧ガス保安決策二十匹。高圧ガス保安協会ま査(高圧ガス保安協会ま査は同条第一項に規定する指定完成検査機関が行うものを除く。)	三十	三十一 高圧ガス保安法第十四条第一項の規定に基 づく高圧ガス製造の企置、構造もしくは製造をする高圧ガス をは製造をする高圧ガス の種類もしくは製造のため の種類もしくは製造の方 かする審査
例の一部改正につ	請手数等完 カック まま ままま ままま	(略)	請 語 語 要 変 更 許 可 申 施
について	三十の項 三十一の項 三十一の項 三十二の項の金額の欄に規定する区分に応じ、それぞれる区分に応じ、それぞれをは第十四条第一項の許可に係る液化石油ガスの標安法第五条第一項の許で、液化石油ガスので、液化石油ガスので、液化石油ガスの保安に関する法律第三十七条の確保及び取引の適正化の確保及び取引の適正化の確保及び取引の適正と		次に掲げる設備の区分に応じ、それぞれ次に定める額 「一項第一号に応じ、それぞれ次に定める額 「一項第一号に応じ、それぞれ次に定める額 第一項の許可を受けたものであって移動式製造設備のみを使用して高圧ガス保安法第五条第一項第二号に該当する同条第一項第二号に該当する同条が、によいであって移動式製造設備の許可を受けた者、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額 「「今代」(略)
	三十四二十四二十四二十条第一項の規定に基づの規定に基がらる指定完成検索の規定に基がる場合を除く。		三十一高圧ガスでは設備の変更の施設の位置、大四条第一項のをは設備の変更の許可をは設備の変更の許可をある審査
	十四、高圧丸ス保安沿等工十条第一項または第三査(高圧ガス保安協会ま査(高圧がス保安協会までは開定が行る指定完成検査機関が行る指定完成検査機関が行いるができません。)	三(略)	十一 高圧ガス保安法第十一 高圧ガス保安法第十四条第一項の規定に基 では製造をする高圧ガス とは製造をする高圧ガス をは製造の変更の工事も とは製造の方の申請に がする審査
	大ス保安決策 高圧太ス製造航程では第三 設等完成検査申項に規定す 機査機関が行 く。)	(略)	金のしをの位カー圧 許くす変置ス項ガー にみ更、制のス
		(略) (略) (略) (略)	をかから をする。 をする。 で変更の、構造の、 での、 で変更の、 で変更の、 ででの、 ででの、 ででの、 ででの、 ででの、 ででの、 ででの、 ででの、 ででの、 ででの、 ででの、 ででの、 ででの、 ででの、 でいる。 でい。 でいる。 でい。 でいる。 でい。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でい。 でい。 でい。 でいる。

第二十一号議案 福井県手数料徴収条例の一部改正について

		三〜九 (略) 備考 (略)			三~九 (略)
(略)	(略)	四十三~七十二(略)	(略)	(略)	四十三~七十二 (略)
(略)			(一)~田 (略)		
			れぞれ次に定める額		
それぞれ次に定める額			る設		
掲げる設備の区分に応じ、			の許可を受けた者 次に掲		
項の許可を受けた者 次に			一項第二号に該当する同項		
す			3 高圧ガス保安法第五条第		
			(略)		
			める額		
額			分に応じ、それぞれ次に定		
応じ、それぞれ次に定める			もの 次に掲げる設備の区		
次に掲げる設備の区分に			して高圧ガスの製造をする		
高圧ガスの製造をするもの			移動式製造設備のみを使用		
式製造設備のみを使用して		うものを除く。)	の許可を受けた者であって		うものを除く。)
可を受けた者であって移動		る指定保安検査機関が行	一項第一号に該当する同項		る指定保安検査機関が行
2 同号に該当する同項の許		たは同項第一号に規定す	2 高圧ガス保安法第五条第		たは同項第一号に規定す
1 (略)		査(高圧ガス保安協会ま	(略		査(高圧ガス保安協会ま
定める額		基づく特定施設の保安検	定める額		基づく特定施設の保安検
の区分に応じ、それぞれ次に		三十五条第一項の規定に	の区分に応じ、それぞれ次に		三十五条第一項の規定に
次に掲げる当該申請を行う者	保安検査手数料	四十二 高圧ガス保安法第	次に掲げる当該申請を行う者	保安検査手数料	四十二 高圧ガス保安法第
(略)	(略)	三十五~四十一 (略)	(略)	(略)	一十五~四十一 (略)
っては、六千百円)					
れたものの完成検査にあ			千百円)		
に適合していると認めら			完成検査にあっては、六		
三十七条の技術上の基準			いると認められたものの		
完成検査を受け、同法第			技術上の基準に適合して		
第三十七条の三第一項の			受け、同法第三十七条の		

この条例は、令和六年四月一日から施行する。ただし、別表第四号の表九の項、十の項および十五の項の改正規定は、令和六年五月一日

附

則

一 〇 四

第二十二号議案

福井県職員定数条例の一部改正について

福井県職員定数条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

和 六年二月十三日 提出

令

福 井 県

知 事

杉

本

達

治

福井県職員定数条例の一部を改正する条例

福井県条例第

号

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

福井県職員定数条例(昭和二十四年福井県条例第四十八号)の一部を次のように改正する。

(職員の定数) (職員の定数) (職員の定数) (職員の定数) (職員の定数) (職員の定数) (職員の定数) (職員の定数) (職員の定数は、前項の定第二条 (略) (略) (略)	<u>Д</u> — — — —	
「から令和十九年三月三十一条の十七第一項	定により派遣された職員だにより派遣された職員(略)(略)(略)では数外とする。(略)(略)では、前項の定数外とする。	改正後
(職員の定数) 第二条 (略) 3 (略) 1~4 (略)	(職員の定数) 一〜七 (略) 一〜七 (略)	改正前

則

附

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

案 理

提

由

定年年齢の引上げ等に対応するため、所要の改正を行いたいので、この案を提出する。

第二十三号議案

附属機関に関する条例の一部改正について

附属機関に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和六年二月十三日提出

福井県

知事

杉

本

達

治

福井県条例第

号

附属機関に関する条例の一部を改正する条例

附属機関に関する条例(昭和二十八年福井県条例第二十六号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

給付費等不服審査会	(略)	名称	第二条 知事の附属機関)	
(略)	(略)	担任事務	属機関として、次のものを置く。関)	改正後
			第	
福井県障がい者介護福井県障がい者介護	(略)	名称	二条 知事の附属機関として(知事の附属機関)	
対する意見の具申および連絡調整ならびにこれらの実につき必要な事務の調査審議ならびに関係行政機関ににつき必要な事務の調査審議ならびに関係行政機関にでき必要な事務の調査審議ならびに関係行政機関ににつき必要な事務の調査審議ならびに関係業者売春防止法(昭和三十一年法律第百十八号)に基づく(略)	(略)	担任事務	として、次のものを置く。	改正前

第二十三号議案 附属機関に関する条例の一部改正について

(略)	策委員会		福井県がん委員会	(略)	福井県薬事審議会	
(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	
(略)	策委員会福井県エイズ予防対	器疾患委員会 福井県脳血管・循環	福井県がん委員会	(略)	福井県薬事審議会	
(略)	(略)	議に関する事務というでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ	(略)	(略)	(略)	施の推進に関する事務

(略)	策委員会福井県エイズ予防対	器疾患委員会 器疾患委員会		(鮥)	福井県薬事審議会	
(略)	(略)	議に関する事務健康診査の実施方法および精度管理についての調査審解卒中および心臓病の動向の把握ならびに成人病基本	(略)	(略)	(略)	施の推進に関する事務

附

則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

理

提 案 由

附属機関の廃止に伴い、所要の規定を整備する必要があるので、この案を提出する。

地方自治法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

地方自治法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例を次のように制定する。

令 和 六年二 月十三 日 提 出

福 井

県

知

事

杉

本

達

治

福井県条例第

号

地方自治法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例

(福井県病院事業の設置等に関する条例の一部改正)

第一条 福井県病院事業の設置等に関する条例 (昭和四十一年福井県条例第四十八号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
(議会の同意を要する賠償責任の免除)	(議会の同意を要する賠償責任の免除)
第十条 法第三十四条において準用する地方自治法第二百四十三条の二の八第八	第十条 法第三十四条において準用する地方自治法第二百四十三条の二の二第八
項の規定により病院事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会	項の規定により病院事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会
の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が三十万円以	の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が三十万円以
上である場合とする。	上である場合とする。

(福井県公営企業の設置等に関する条例の一部改正)

第二条 福井県公営企業の設置等に関する条例 (昭和四十一年福井県条例第五十一号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
(議会の同意を要する賠償責任の免除)	(議会の同意を要する賠償責任の免除)
第五条 法第三十四条において準用する地方自治法(昭和二十二年法律第六十七	第五条 法第三十四条において準用する地方自治法(昭和二十二年法律第六十七
号)第二百四十三条の二の八第八項の規定により工業用水道事業、水道用水供	号)第二百四十三条の二の二第八項の規定により工業用水道事業、水道用水供
給事業、臨海工業用地等造成事業および臨海下水道事業の業務に従事する職員	給事業、臨海工業用地等造成事業および臨海下水道事業の業務に従事する職員
の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償	の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償
責任に係る賠償額が三十万円以上である場合とする。	責任に係る賠償額が三十万円以上である場合とする。

(昭和天皇の崩御に伴う福井県職員等の懲戒免除および福井県職員等の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例の一部改正)

第三条 昭和天皇の崩御に伴う福井県職員等の懲戒免除および福井県職員等の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例(平成元年福井県

条例第三号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

一月七日前における事由によるものは、将来に向かって免除する。	する場合を含む。)の規定による職員の賠償責任に基づく債務で昭和六十四年	地方公営企業法(昭和二十七年法律第二百九十二号)第三十四条において準用	第三条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十三条の二の八((職員の賠償責任に基づく債務の免除)	改正後
一月七日前における事由によるものは、将来に向かって免除する。	する場合を含む。)の規定による職員の賠償責任に基づく債務で昭和六十四年	地方公営企業法(昭和二十七年法律第二百九十二号)第三十四条において準用	第三条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十三条の二の二 ((職員の賠償責任に基づく債務の免除)	改正前

(福井県職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第四条 福井県職員の育児休業等に関する条例(平成四年福井県条例第一号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
(育児休業をしている職員の期末手当等の支給)	(育児休業をしている職員の期末手当等の支給)
第七条 (略)	第七条 (略)
2 給与条例第二十二条第一項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしてい	2 給与条例第二十二条第一項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしてい
る職員のうち、基準日以前六月以内の期間において勤務した期間がある職員に	る職員(地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十二条の二第

は、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。

(育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整)

は、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。(つうち、基準日以前六月以内の期間において勤務した期間がある職員に一項に規定する会計年度任用職員(以下「会計年度任用職員」という。)を除

(育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整)

(福井県流域下水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第五条 福井県流域下水道事業の設置等に関する条例 (令和元年福井県条例第十九号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

、当該賠償責任に係る賠償額が三十万円以上である場合とする。	事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は	号) 第二百四十三条の二の八第八項の規定により、流域下水道事業の業務に従	第五条 法第三十四条において準用する地方自治法(昭和二十二年法律第六十七	(議会の同意を要する賠償責任の免除)	改正後
、当該賠償責任に係る賠償額が三十万円以上である場合とする。	事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は	号)第二百四十三条の二の二第八項の規定により、流域下水道事業の業務に従	第五条 法第三十四条において準用する地方自治法(昭和二十二年法律第六十七	(議会の同意を要する賠償責任の免除)	改正前

(福井県知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正)

第六条 福井県知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例(令和二年福井県条例第五号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

償の命令の対象となる者を除く。以下「知事等」という。)の県に対する損害	る賠償の命令の対象となる者を除く。以下「知事等」という。)の県に対する
員もしくは委員または職員(法第二百四十三条の二の二第三項の規定による賠	の委員もしくは委員または職員(法第二百四十三条の二の八第三項の規定によ
いう。)第二百四十三条の二第一項の規定に基づき、知事もしくは委員会の委	いう。)第二百四十三条の二の七第一項の規定に基づき、知事もしくは委員会
第一条 この条例は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号。以下「法」と	第一条 この条例は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号。以下「法」と
(趣旨)	(趣旨)
改正前	改正後

兀

損害賠償責任の一部免責に関し必要な事項を定めるものとする。 (損害賠償責任の一部免責)

第二条 につき善意でかつ重大な過失がないときは、知事等が賠償の責任を負う額から 額を限度として、免除することができる。 次の各号に掲げる知事等の区分に応じ、当該各号に定める額を控除して得た 県は、知事等の県に対する損害を賠償する責任を、知事等が職務を行う

四十三条の二の七第一項の損害を賠償する責任(以下「知事等の損害賠償責 れ次に定める数を乗じて得た額 基準給与年額に、次に掲げる地方警務官以外の知事等の区分に応じ、それぞ 第十六号)第百七十三条第一項第一号に規定する普通地方公共団体の長等の 中に支給され、または支給されるべき地方自治法施行令(昭和二十二年政令 任」という。)の原因となった行為を行った日を含む会計年度において在職 に規定する地方警務官をいう。以下同じ。) 以外の知事等 県から法第二百地方警務官(警察法(昭和二十九年法律第百六十二号)第五十六条第一項

イ~ニ (略)

賠償責任の一部免責に関し必要な事項を定めるものとする。 (損害賠償責任の一部免責)

| 第二条 | 県は、知事等の県に対する損害を賠償する責任を、知事等が職務を行う 額を限度として、免除することができる。 につき善意でかつ重大な過失がないときは、知事等が賠償の責任を負う額から 次の各号に掲げる知事等の区分に応じ、当該各号に定める額を控除して得た

給与年額に、次に掲げる地方警務官以外の知事等の区分に応じ、それぞれ次 支給され、または支給されるべき地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十 という。)の原因となった行為を行った日を含む会計年度において在職中に 四十三条の二第一項の損害を賠償する責任(以下「知事等の損害賠償責任」 に定める数を乗じて得た額 六号)第百七十三条第一項第一号に規定する普通地方公共団体の長等の基準 に規定する地方警務官をいう。以下同じ。) 以外の知事等 県から法第二百 地方警務官(警察法(昭和二十九年法律第百六十二号)第五十六条第一項

イ~ニ

(略)

附 則

この条例は、

令和六年四月一日から施行する。

提 案 理 由

関係条例における規定を整理する必要があるので、この案を提出する。

地方自治法の一部改正に伴い、

第二十五号議案

福井県条例の形式を左横書きに改正する条例の制定について

福井県条例の形式を左横書きに改正する条例を次のように制定する。

和 六年二 月十三 日 提 出

令

福 井

県

知

事

杉

本

達

治

福井県条例第

号

福井県条例の形式を左横書きに改正する条例

(趣旨)

第一条 この条例は、この条例の施行の際現に公布されている条例(以下「既存条例」という。)の形式を左横書きに改正すること等に関

し必要な事項を定めるものとする。

(形式の変更)

第二条 既存条例の形式を次に定めるところにより左横書きに改正する。

既存条例における右方はこの条例による改正後の既存条例(以下「改正後条例」という。)における上方とし、既存条例における上

方は改正後条例における左方とする。

改正後条例における文字(符号を含む。以下同じ。)の順序は、既存条例における文字の順序とする。

2 前項の規定は、既存条例において既に左横書きの形式をとっている表(別表を含む。以下同じ。)および様式については、適用しな

(用字および用語の整理)

第三条 既存条例中次の表の上欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄に掲げるものに改める。

る漢数字 一章、節、款、条、表および様式の番号に用いられてい	アラビア数字
二 号の番号に用いられている漢数字	左右を丸括弧で囲んだアラビア数字
字およびこれを引用するために用いられている当該文字三 号を第一次の段階で細分するために用いられている文	五十音順による片仮名
字およびこれを引用するために用いられている当該文字四 号を第二次の段階で細分するために用いられている文	仮名左右を丸括弧で囲んだ五十音順による片
字およびこれを引用するために用いられている当該文字五 号を第三次の段階で細分するために用いられている文	ファベットアルファベット順による小文字のアル
る当該文字 れている文字およびこれを引用するために用いられてい六 表中その内容を第一次の段階で細分するために用いら	アラビア数字
る当該文字 れている文字およびこれを引用するために用いられてい七 表中その内容を第二次の段階で細分するために用いら	左右を丸括弧で囲んだアラビア数字
八 表中その内容を第三次の段階で細分するために用いら	五十音順による片仮名

T	第二十五号議案 福井県条例の形式を左横書きに改正する条例の制定について――――――――――――――――――――――――――――――――――――
次	ているものに限る。)
改めるものとする。) 改めるものとする。) であるものとする。)	十二 漢数字(次に掲げるものを除く。)十二 漢数字(次に掲げるものを除く。)
による小文字のアルファベット左右を丸括弧で囲んだアルファベット順	いる当該文字られている文字およびこれを引用するために用いられて十一(表中その内容を第六次の段階で細分するために用い
ファベットアルファベット順による小文字のアル	る当該文字 れている文字およびこれを引用するために用いられてい 十 表中その内容を第五次の段階で細分するために用いら
仮名	お当該文字大 表中その内容を第四次の段階で細分するために用いられてい
	る当該文字 ねている文字およびこれを引用するために用いられてい

ているものに限る。) 十四 右(文面上の位置または方向を示すために用いられ	上記
十五 上欄	左欄
十六 下欄	右欄
「ユ」または「ヨ」	「ヤ」、「ユ」または「ョ」それぞれ「ゃ」、「ゅ」、「ょ」、
十八 促音に用いる「つ」または「ツ」	それぞれ「っ」または「ッ」

2 前項の表十三の項から十六の項までの規定は、既存条例において既に左横書きの形式をとっている表および様式については、適用しな

, v

3 第一項の表三の項から十一の項までおよび十三の項から十八の項までの規定は、法令の規定を引用する部分については、適用しない。

前三項の規定によることが適当でないと認められるときは、知事が別に定めるところによる。

(委任)

4

第四条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

則

附

この条例は、令和六年九月一日から施行する。

提 案 理 由

福井県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正について

福井県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令 和 六年二 月 十三 日 提 出

福 井 県 知 事 杉

本

達

治

福井県条例第 号

福井県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

福井県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例(平成十一年福井県条例第四十四号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
別表(第二条関係)	別表(第二条関係)
一~五(略)	一~五 (略)
六 農林水産部関係	六 農林水産部関係
事務	事務 市町
一~八 (略) (略)	(略) (略)
九 農地中間管理事業の推進に関する法律(平成二十五年法 福井市、建	鯖江
律第百一号。以下この項中「法」という。)に基づく、次一市、越前市、	1
に掲げる事務 池田町、南	越
1 法第十八条第一項の規定による農用地利用集積等促進 前町	
計画の認可に関する事務	
2 法第十八条第七項の規定による通知および公告に関す	

第二十六号議案 福井県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正について

	県の事務の一部を市町に移譲することに伴い、所要の規定を整備したいので、この案を提出する。
	提案理由
	この条例は、令和六年四月一日から施行する。
	附
	七 (略) 七 (略)
	定する場合に係るものを除く。)に関する事務 狭町第十八条第七項の規定による通知および公告(前号 おお
	対、高兵打、 対がれかに該当する場合に係るものを除く。)に関する 越前町、美浜 する土地が同条第五項第六号イまたは口に掲げる土地の 、永平寺町、
	・ (同条第二項第一号ロまたは第二号ロに規定 らず八条第一項の規定による農用地利用集積等促進 勝山へ (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)
	法「という。)に基づく、欠に掲げる事務
=	

福井県個人番号の利用等に関する条例の一部改正について

福井県個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

和 六年二 月 十三 日 提 出

令

福

井

県

知

事

杉

本

達

治

福井県条例第

号

福井県個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例

福井県個人番号の利用等に関する条例(平成二十七年福井県条例第四十三号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
(個人番号等の利用範囲)	(個人番号等の利用範囲)
第三条 法第九条第二項の条例で定める事務は、別表第一の上欄に掲げる執行機	第三条 法第九条第二項の条例で定める事務は、別表第一の上欄に掲げる執行機
関が行う同表の下欄に掲げる事務および知事または教育委員会が行う特定個人	ょ
番号利用事務とする。	二の第二欄に掲げる事務とする。
2 (略)	2 (略)
3 知事または教育委員会は、特定個人番号利用事務を処理するために必要な限	3 知事または教育委員会は、法別表第二の第二欄に掲げる事務を処理するため
度で利用特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。	に必要な限度で同表の第四欄に掲げる特定個人情報であって自らが保有するも
	のを利用することができる。
4 (略)	4 (略)
別表第二(第三条関係)	別表第二(第三条関係)

第二十七号議案 福井県個人番号の利用等に関する条例の一部改正について

	知事	(略)	幸行 機関
も の	って規則で定める に掲げる事務であ	(略)	事務
は障害児人所給付費の支給、母子及は障害児人所給付費の支給、母子及は障害児人所給付費の支給、母子及は障害児人所給付費の支給、母子及は障害児人所給付金の支給、暗者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成二十六年法律第百二十二号)による資金を提供を表別児童扶養手当等の支給、国民年金法等の一部を改正する法律(昭和三十九年法律第百三十八号)による障害児福祉手当、所則第九十七条第一項の福祉手当、時別児童扶養手当等の支給、児童扶養手当の支給、国民年金法等の一部を改正する法律(昭和三十九年法律第百三十八号)による障害児福祉手当、特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和六十年法律第百三十八号)による障害児福祉手当、特別による障害児福祉手当、特別による障害児福祉手当、特別の支給、国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第百三十八号)による障害児福祉手当、特別で書が働者の雇用の安定及び職業手当の方給、国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第百三十四号)による障害の方給、中国残留邦人等及び特定配利等に関する法律(昭和四十二号)による職業手間がの元実等に関する法律(昭和四十二号)による職業手当の方給、中国残留邦人等及び特定配利等の対象が、対域を対域を対域を対域を対域を対域を対域を対域を対域を対域を対域を対域を対域を対	の支給、児童福祉法(昭和二十二年十八号)による救助もしくは扶助金(災害救助法(昭和二十二年法律第百	(略)	特定個人情報
	知 知 事	(略)	幸ぞ柊厚
₹ <i>O</i>	のて規則で定めるに掲げる事務であ	(略)	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
	定めるもの場が「大の場の集団側であって規則で場がる特定個人情報であって規則であって規則で	(略)	ヤ気個ノ 情幸

第二十七号議案 福井県個人番号の利用等に関する条例の一部改正について

	二~六 (— 知 事			六 知 事	三 知 事
	(略) (略)	生活保護法による実施または徴収を関する事をあるものであって規則で定めるものに関する事	照会機関 事務 事務	ものって規則で定める	別表第一の七の原(略)	もの 内情報に生活保 関係情報に生活保 側で定める である
	(略)	教育委員会	情報提供機関			
	(略)	で定めるもので定めるもので定めるもので定めるものを除くででであって規則でででであるものを除くででである。二の項において同じ。)であって規則である法とでは、一つであって規則がある。	特定個人情報	情報であって規則で	児童扶養手当法による児童扶養手当(略)	年法律第三十号)による永住帰国旅費、自立支度金、一時金、一時金、一時帰国であって規制であって規則で定める情報であって規則で定めるもの 外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの りで定めるもの
	二~六 (略)	— 知 事	別表第三(第四条問		六 知 五	三 知 事
ш			四条関		略	*
	(略)	法別表第二の二十の一十の一十の一十の一十の一十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十	照会機関 事務 事務	もの に掲げる事務であ)	
	(略) (略)	教育委員会	—— (系)	ものって規則で定めるに掲げる事務であ	別表第一の七の項	るものに限る。)で あって規則できる。)で あって規則でを含む あって規則でを含む あって規則で定め がありに がありに がありに がありに がありに がありに がありに がありに がありに がありに がありに がありに がありに がありに がありに がありに がありに がありに がありた があ
-			事務	もので定めるものって規則で定める当の支給に関する当の支給に関するが定めるもの第二百三十八号	別表第一の七の項 児 (略)	るものに限る。)で あって規則の一般では、 のに限る。)で あって規則ので定めで あっては、 のに限るのののので のにと話し、 のにというのので のにというののので のにというののので のにというののので のにというののので のにというののので のにというののので のになるののので のでで のでで のでで のでで のでで のでで ので の

第二十七号議案 福井県個人番号の利用等に関する条例の一部改正について

	もの 関係情報に掲げる のに限る。 を もって規則で			で 定 っ さ む で む む む	規 限 情		
定めるもの	当該事務の区分に		定めるもの	生活保護	人情報に		
情報であって規則で	欄に掲げる事務(情報であって規則で	用特定個	事務(利		
外国人生活保護関係	〈会 法別表第二の第二 知事	七 教育委員	外国人生活保護関係	番号利用 知事	教育委員会 特定個-	七	

附

則

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律(令和五年法律第四十八

号)の施行の日から施行する。

提 案 理 由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、所要の規定を整理する必要があるので、こ

の案を提出する。

第二十八号議案

福井県指定居宅サービス等の事業の人員、設備および運営の基準等に関する条例および福井県指定介護予防サー

ビス等の事業の人員、設備および運営の基準等に関する条例の一部改正について

備および運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。 福井県指定居宅サービス等の事業の人員、設備および運営の基準等に関する条例および福井県指定介護予防サービス等の事業の人員、 設

令和六年二月十三日提出

治

福

福井県条例第 号

福井県指定居宅サービス等の事業の人員、設備および運営の基準等に関する条例および福井県指定介護予防サー

ビス等の事業の人員、設備および運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例

(福井県指定居宅サービス等の事業の人員、設備および運営の基準等に関する条例の一部改正)

第一条 福井県指定居宅サービス等の事業の人員、設備および運営の基準等に関する条例(平成二十四年福井県条例第六十号)の一部を次

のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

(記録の整備)	改正後
(記録の整備)	改正前
	の整備)

第二十八号議案 の人員、設備および運営の基準等に関する条例の一部改正について福井県指定居宅サービス等の事業の人員、設備および運営の基準等に関する条例および福井県指定介護予防サービス等の事業

二七

- 一 ユニット型指定短期入所生活介護 基準省令第百四十条の十三において準 用する基準省令第百三十九条の三第二項第一号および第二号に掲げる記録
- 三 共生型短期入所生活介護 基準省令第百四十条の十五において準用する基 準省令第百三十九条の三第二項第一号および第二号に掲げる記録 基準該当短期入所生活介護 基準省令第百四十条の三十二において準用す
- る基準省令第百三十九条の三第二項第一号および第二号に掲げる記録

める記録を整備し、その完結の日から五年間保存しなければならない。 指定短期入所生活介護(次号に掲げる事業を除く。) 基準省令第百三十

- 一 ユニット型指定短期入所生活介護 基準省令第百四十条の十三において準 九条の二第二項第一号および第二号に掲げる記録
- 三 共生型短期入所生活介護 基準省令第百四十条の十五において準用する基 用する基準省令第百三十九条の二第二項第一号および第二号に掲げる記録
- る基準省令第百三十九条の二第二項第一号および第二号に掲げる記録 基準該当短期入所生活介護 基準省令第百四十条の三十二において準用す

準省令第百三十九条の二第二項第一号および第二号に掲げる記録

、福井県指定介護予防サービス等の事業の人員、 設備および運営の基準等に関する条例の一部改正

第二条 福井県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備および運営の基準等に関する条例(平成二十四年福井県条例第六十一号)の一

部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

存しなければならない。	基準省令第二百七十五条第二項第一号および第七号に掲げる記録	改正後
存しなければならない。 第二項第一号および第五号に掲げる記録を整備し、その完結の日から五年間保第二十四条 指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、基準省令第二百八十八条(記録の整備)	基準省令第二百七十五条第二項第一号および第六号に掲げる記録	改正前

附

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

提 案 理

由

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴い、所要の規定を整備する必要があるので、この案を提

出する。

第二十九号議案

福井県指定介護療養型医療施設の人員、設備および運営の基準に関する条例の廃止について

福井県指定介護療養型医療施設の人員、 設備および運営の基準に関する条例を廃止する条例を次のように制定する。

令和六年二月十三日提出

福井県知事杉

本

達

治

福井県指定介護療養型医療施設の人員、設備および運営の基準に関する条例を廃止する条例

福井県条例第

号

福井県指定介護療養型医療施設の人員、設備および運営の基準に関する条例(平成二十四年福井県条例第六十四号)は、廃止する。

則

附

令和六年四月一日から施行する。

この条例は、

提 案 理 由

介護療養型医療施設に関する経過措置期間の終了に伴い、福井県指定介護療養型医療施設の人員、設備および運営の基準に関する条例を

廃止したいので、この案を提出する。

第三十号議案

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行条例および福井県一般職の職員等の特殊勤務手当に関する条例の

一部改正について

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行条例および福井県一般職の職員等の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を次

のように制定する。

令和六年二月十三日提出

井 県 知 事 杉 本 達

治

福

福井県条例第 号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行条例および福井県一般職の職員等の特殊勤務手当に関する条例の

一部を改正する条例

(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行条例の一部改正)

第一条 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行条例(平成十八年福井県条例第五十九号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

	第		
対し、同項に規定する事項について報告を求めることができる。	第二条 知事は、法第三十八条の二第二項の規定により、精神科病院の管理者に	(報告の徴収)	改正後
対し、同項に規定する事項について報告を求めることができる。	第二条 知事は、法第三十八条の二第三項の規定により、精神科病院の管理者に	(報告の徴収)	改正前

第三十号議案 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行条例および福井県一般職の職員等の特殊勤務手当に関する条例の一部改正につい て

(福井県一般職の職員等の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第二条 福井県一般職の職員等の特殊勤務手当に関する条例(昭和三十一年福井県条例第三十八号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

11日で本意本でも投資業を名ったとき	者と方引して目炎はよび爰加美券と守つといき。 事委員会の定める職員が、法第四十七条第一項の規定により在宅の精神 四	一 (略)	精神保健指定医等の職員の手当は、次に掲げる場合に支給する。	神保健指定医等の職員の手当)(改正後
言唱して	章唇をおりて、同炎冒事を第一人事委員会の定める職員が、	<u>〜三 (略)</u>	、条 精神保健指定医等の職員の手当は、次に掲げる場合に支給する。	(精神保健指定医等の職員の手当)	改正前

則

附

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

提 案 理 由

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部改正に伴い、所要の規定を整備する必要があるので、この案を提出する。

第二十一号議案

福井県指定障害者支援施設の人員、設備および運営の基準等に関する条例および福井県障害者支援施設の設備お

よび運営の基準に関する条例の一部改正について

福井県指定障害者支援施設の人員、 設備および運営の基準等に関する条例および福井県障害者支援施設の設備および運営の基準に関する

条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和六年二月十三日提出

井 県 知 事 *杉* 本

達

治

福

福井県条例第 号

福井県指定障害者支援施設の人員、設備および運営の基準等に関する条例および福井県障害者支援施設の設備お

よび運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

(福井県指定障害者支援施設の人員、設備および運営の基準等に関する条例の一部改正)

第一条 福井県指定障害者支援施設の人員、設備および運営の基準等に関する条例(平成二十四年福井県条例第六十七号)の一部を次のよ

うに改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

(指定障害者支援施設の一般原則)	改正後
(指定障害者支援施設の一般原則)	改正前
	一般原則) (指定障害者支援施設の一般

第三十一号議案 準に関する条例の一部改正について福井県指定障害者支援施設の人員、設備および運営の基準等に関する条例および福井県障害者支援施設の設備および運営の基準等に関する条例および福井県障害者支援施設の設備および運営の基

三五

第三十一号議案 準に関する条例の一部改正について福井県指定障害者支援施設の人員、設備および運営の基準等に関する条例および福井県障害者支援施設の設備および運営の基福井県指定障害者支援施設の設備および運営の基準等に関する条例および福井県障害者支援施設の設備および運営の基

5 2 • 障害福祉サービス等の利用状況等を把握するとともに、利用者の自己決定の尊 者の希望に沿って地域生活への移行に向けた措置を講じなければならない。 相談支援事業または特定相談支援事業を行う者と連携を図りつつ、 重および意思決定の支援に配慮しつつ、利用者の当該指定障害者支援施設以外 的に確認するとともに、 慮しつつ、利用者の地域生活への移行に関する意向を把握し、当該意向を定期 を行わなければならない。 における指定障害福祉サービス等の利用に関する意向を定期的に確認し、 指定障害者支援施設は、利用者の自己決定の尊重および意思決定の支援に配 指定障害者支援施設は、利用者の当該指定障害者支援施設以外における指定 般相談支援事業もしくは特定相談支援事業を行う者と連携を図りつつ、利用 (略) 法第七十七条第三項各号に掲げる事業を行う者または 必要な援助 般 2 • 3 (略)

(福井県障害者支援施設の設備および運営の基準に関する条例の一部改正)

第二条 福井県障害者支援施設の設備および運営の基準に関する条例(平成二十四年福井県条例第六十八号)の一部を次のように改正す

る。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
(障害者支援施設の一般原則)	(障害者支援施設の一般原則)
第三条 (略)	第三条 (略)
2 • 3 (略)	2 • 3 (略)
4 障害者支援施設は、利用者の自己決定の尊重および意思決定の支援に配慮し	
つつ、利用者の地域生活への移行に関する意向を把握し、当該意向を定期的に	
確認するとともに、法第七十七条第三項各号に掲げる事業を行う者または一般	
相談支援事業もしくは特定相談支援事業を行う者と連携を図りつつ、利用者の	
希望に沿って地域生活への移行に向けた措置を講じなければならない。	
5 障害者支援施設は、利用者の当該障害者支援施設以外における指定障害福祉	
サービス等の利用状況等を把握するとともに、利用者の自己決定の尊重および	
意思決定の支援に配慮しつつ、利用者の当該障害者支援施設以外における指定	
障害福祉サービス等の利用に関する意向を定期的に確認し、一般相談支援事業	
または特定相談支援事業を行う者と連携を図りつつ、必要な援助を行わなけれ	
ばならない。	

則

附

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

案 理

提

由

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準等の一

部改正に伴い、所要の規定を整備する必要があるので、この案を提出する。

第三十二号議案

福井県指定障害児入所施設等の人員、設備および運営の基準等に関する条例および福井県指定障害児通所支援の

事業等の人員、設備および運営の基準等に関する条例の一部改正について

福井県指定障害児入所施設等の人員、設備および運営の基準等に関する条例および福井県指定障害児通所支援の事業等の人員、 設備およ

び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する

令和六年二月十三日提出

治

福

福井県条例第 号

福井県指定障害児入所施設等の人員、設備および運営の基準等に関する条例および福井県指定障害児通所支援の

事業等の人員、設備および運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例

(福井県指定障害児入所施設等の人員、設備および運営の基準等に関する条例の一部改正)

第一条 福井県指定障害児入所施設等の人員、設備および運営の基準等に関する条例(平成二十四年福井県条例第七十一号)の一部を次の

ように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

第三条 指定障害児入所施設等は、入所給付決定保護者および障害児の意向、障	(指定障害児入所施設等の一般原則)	改正後
第三条 指定障害児入所施設等は、入所給付決定保護者および障害児の意向、障	(指定障害児入所施設等の一般原則)	改正前

第三十二号議案 員、設備および運営の基準等に関する条例の一部改正について福井県指定障害児入所施設等の人員、設備および運営の基準等 設備および運営の基準等に関する条例および福井県指定障害児通所支援の事業等の人

一三九

果的に指定入所支援を提供しなければならない。 価を実施することその他の措置を講ずることにより障害児に対して適切かつ効害児に対して指定入所支援を提供するとともに、その効果について継続的な評 上の障害児に限る。)が障害福祉サービスその他のサービスを利用しつつ自立害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画および障害児(十五歳以 行できるよう支援する上で必要な事項を定めた計画を作成し、これに基づき障 した日常生活または社会生活を営み、自立した日常生活または社会生活へと移

> 効果的に指定入所支援を提供しなければならない。 評価を実施することその他の措置を講ずることにより障害児に対して適切かつ 障害児に対して指定入所支援を提供するとともに、その効果について継続的な 害児の適性、 障害の特性その他の事情を踏まえた計画を作成し、これに基づき

 $\frac{2}{4}$ (略)

(福井県指定障害児通所支援の事業等の人員、 設備および運営の基準等に関する条例の一部改正

第二条 福井県指定障害児通所支援の事業等の人員、 設備および運営の基準等に関する条例 (平成二十四年福井県条例第七十二号) の一部

を次のように改正する

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

						_
かつ効果的に指定通所支援を提供しなければならない。	的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより障害児に対して適切	づき障害児に対して指定通所支援を提供するとともに、その効果について継続	、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画を作成し、これに基	第三条 指定障害児通所支援事業者は、通所給付決定保護者および障害児の意向	(指定障害児通所支援事業者等の一般原則)	改正後
切かつ効果的に指定通所支援を提供しなければならない。	続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより障害児に対して適	基づき障害児に対して指定通所支援を提供するとともに、その効果について継	向、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画を作成し、これに	第三条 指定障害児通所支援事業者等は、通所給付決定保護者および障害児の意	(指定障害児通所支援事業者等の一般原則)	改正前

2 切かつ効果的に指定通所支援を提供しなければならない。 所支援の提供に努めなければならない。 る障害児の意思および人格を尊重して、常に当該障害児の立場に立った指定通 指定障害児通所支援事業者等は、当該指定障害児通所支援事業者等を利用す

2

援の提供に努めなければならない。

害児の意思および人格を尊重して、常に当該障害児の立場に立った指定通所支指定障害児通所支援事業者は、当該指定障害児通所支援事業者を利用する障

- 3 を提供する者との連携に努めなければならない。 営を行い、県、市町村、障害者総合支援法第五条第一項に規定する障害福祉サ ービスを行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービスまたは福祉サービス 指定障害児通所支援事業者等は、地域および家庭との結び付きを重視した運
- 4 る障害児の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うととも に、その従業者に対し、 指定障害児通所支援事業者等は、当該指定障害児通所支援事業者等を利用す 研修を実施する等の措置を講じなければならない。

法第二十一条の五の十五第三項第一号の条例で定める者は、法人とする

第四条

その従業者に対し、 害児の人権の擁護、

研修を実施する等の措置を講じなければならない。 虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、

(申請者の要件)

提供する者との連携に努めなければならない。

を行い、県、市町村、障害者総合支援法第五条第一項に規定する障害福祉サー

指定障害児通所支援事業者は、地域および家庭との結び付きを重視した運営

ビスを行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービスまたは福祉サービスを

指定障害児通所支援事業者は、当該指定障害児通所支援事業者を利用する障

(申請者の要件)

。ただし、医療型児童発達支援(病院または診療所により行われるものに限る第四条 法第二十一条の五の十五第三項第一号の条例で定める者は、法人とする

福井県条例第 障がいのある人もない人も幸せに暮らせる福井県共生社会条例(平成三十年福井県条例第十一号)の一部を次のように改正する。 障がいのある人もない人も幸せに暮らせる福井県共生社会条例の一部を改正する条例を次のように制定する。 次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。 号 障がいのある人もない人も幸せに暮らせる福井県共生社会条例の一部を改正する条例 令

第三十三号議案

障がいのある人もない人も幸せに暮らせる福井県共生社会条例の一部改正について

和

六年二

月

十三

日

提

出

福

井

県

知

事

杉

本

達

治

2~4 (略)	2~4 (略)
	三 相談に対応するための人材の育成および確保のための措置を講ずること。
一·二 (略)	(略)
うものとする。	うものとする。
第二十一条 県は、障がいを理由とする差別の相談に関し、次に掲げる業務を行	第二十一条 県は、障がいを理由とする差別の相談に関し、次に掲げる業務を行
(相談への対応)	(相談への対応)
配慮をするように努めなければならない。	配慮をしなければならない。
2 事業者は、その事業を行うに当たり、社会的障壁を除去するため、合理的な	2 事業者は、その事業を行うに当たり、社会的障壁を除去するため、合理的な
第二十条 (略)	第二十条 (略)
(社会的障壁の除去のための合理的な配慮)	(社会的障壁の除去のための合理的な配慮)
改正前	改正後

第三十三号議案 この条例は、令和六年四月一日から施行する。 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行う必要があるので、この案を提出する。 障がいのある人もない人も幸せに暮らせる福井県共生社会条例の一部改正について 提 附 案 理 由 則

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を次のように制定する。

令 和 六 年 月 十三 日 提 出

福 井 県 知 事 杉

本

達

治

福井県条例第 号

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(福井県一般職の職員等の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第一条 福井県一般職の職員等の特殊勤務手当に関する条例(昭和三十一年福井県条例第三十八号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(社会福祉業務等に従事する職員の手当)	(社会福祉業務等に従事する職員の手当)
。 第十一条 社会福祉業務等に従事する職員の手当は、次に掲げる場合に支給する に	。
一 人事委員会の定める公署に勤務する職員が、児童福祉法(昭和二十二年法	一 人事委員会の定める公署に勤務する職員が、児童福祉法(昭和二十二年法
律第百六十四号)、身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)	律第百六十四号)、身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)
、生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)、困難な問題を抱える女性	、生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)、売春防止法(昭和三十一
への支援に関する法律(令和四年法律第五十二号)、知的障害者福祉法(昭	年法律第百十八号)、知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号)、
和三十五年法律第三十七号)、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九	母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第百二十九号)または配
年法律第百二十九号)または配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に	偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成十三年法律第一

_ = たとき。 更生の措置を必要とする者に面接して相談、指導または調査の業務に従事し 関する法律(平成十三年法律第三十一号)の規定により、保護、育成または (略) 接して相談、指導または調査の業務に従事したとき。 三十一号)の規定により、保護、育成または更生の措置を必要とする者に面

_ <u>:</u> (略)

2

(略)

2

(略)

(福井県立社会福祉施設に関する条例の一部改正

第二条 福井県立社会福祉施設に関する条例 (昭和三十三年福井県条例第三十四号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

第一条 この条例は、社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)、老人福祉法 律第百二十九号)および地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の規定に 令和四年法律第五十二号)、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法 十二年法律第百六十四号)、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)、児童福祉法(昭和二 (昭和三十八年法律第百三十三号)、障害者の日常生活及び社会生活を総合的 福井県が設置する社会福祉施設に関し必要な事項を定めるものとする 改正後 第 福祉施設に関し必要な事項を定めるものとする。 治法(昭和二十二年法律第六十七号)の規定に基づき、福井県が設置する社会 子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第百二十九号)および地方自 十二年法律第百六十四号)、売春防止法(昭和三十一年法律第百十八号)、母 に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)、児童福祉法(昭和二 (趣旨) (昭和三十八年法律第百三十三号)、障害者の日常生活及び社会生活を総合的 条 この条例は、社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)、老人福祉法 改正前

(女性自立支援施設)

第七条 立の促進のためにその生活を支援し、 の健康の回復を図るための医学的または心理学的な援助を行い、およびその自 困難な問題を抱える女性を入所させて、その保護を行うとともに、その心身 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律第十二条の規定に基づき あわせて退所した者について相談その他

女性自立支援施設の名称、定員および位置は、次のとおりとする。 位置

定員

(略)

(略)

(略)

の援助を行うため、女性自立支援施設を設置する

(婦人保護施設)

第七条 売春防止法第三十六条の規定に基づき、要保護女子を収容保護するため 婦人保護施設を設置する。

婦人保護施設の名称、定員および位置は、次のとおりとする。

2 (略) 名称 (略) 定員 (略) 位置

福井県婦人保護施設の設備および運営の基準に関する条例の一部改正

第三条 福井県婦人保護施設の設備および運営の基準に関する条例 (平成二十四年福井県条例第七十四号)の一部を次のように改正する。

第一条 この条例は、社会福祉法、昭和二十二年法律第四十五多)第六十五条第 (定義) 第二条 この条例は、社会福祉法、昭和二十二年法律第四十五多)第六十五条第 (主義) 第二条 大の生の立義地設の設備および運営に関する基準を定めるものとする。 (上義) 第二条 大の条例で使用する用語は、沿で使用する用語は、沿で使用する規語の関による。 (上義) 第二条 大の条例で使用する用語は、沿で使用する開語の例による。 (上義) 第二条 大の条例で使用する用語は、沿で使用する用語は、沿で使用する規語の例による。 (「上義) 第二条 大の条例で使用する用語は、沿で使用する用語は、沿で使用する規語の例による。 (定義) 第二条 人の条例で使用する用語は、沿で使用する用語は、沿で使用する規語の例による。 (定義) 第二条 人の条例で使用する用語は、沿で使用する用語は、沿で開する基準を定めるものとする。 (定義) 第二条 人の条例で使用する用語は、沿で使用する用語の例による。 (定義) 第二条 人の条例で使用する用語は、沿を用さ、記書を定めるものとする。 (定義) 第二条 人の条例で使用する用語は、沿を用さ、記書を定めるものとする。 (定義) 第二条 人の条例で使用する用語は、元所者の人権の機能、信仰の防止等の人の表面を引き、1、2、2、2、2、2、2、2、2、2、2、2、2、2、2、2、2、2、2、	(趣旨) 福井県女性自立支援施設の設備および運営の基準に関する条例 改正後	(趣旨) 福井県婦人保護施設の設備および運営の基準に関する条例 改正前
(定義) ((元義) ((元表) ((元表) ((元義) ((元表) ((元元) ((元) ((元元)	(編および運営に関する基準第五十二号。以下「法」との規定により、困難な問題、この条例は、社会福祉法	する婦人保護施の規定により、この条例は、
女性自立支援施設の設備および運営に関する基準は、この条例に定めるところによるものとする。 関する親定を含め、適切ための支援を含め、適切を除くほか、基準省令の改正に係る経過措置に関する規定を含め、適切ための支援を含め、適切ための支援を含め、適切であるところによるものとする。 2 婦人保護施設は、方面では、入所であるところによるものとする。 3 婦人保護施設は、予定を含め、適切では、入所であるところによるものとする。 2 婦人保護施設は、予定を含め、適切を放ったものでなければ、「は低基準と婦人保護施設は、「利常災害が策」を対して、非常災害が、自動でなければ、「などともに、非常災害が、自動でなければ、「などともに、非常災害が、自動でなければ、「などともに、非常災害が、自動でなければ、「などともに、非常災害が、自動でなければ、「などともに、非常災害が、自動でなければ、「大き、婦人保護施設は、「大き、母人保護・婦人保護・人保護・人保護・人保護・人保護・人保護・人保護・人保護・人保護・人保護・	【人員、設備および運営に関する基準】 第二条 この条例で使用する用語は、法で使用する用語の例による。(定義)	(基本方針) (に義)
は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、)の定めるところによるものとする。 を除くほか、基準省令(基準省令の改正に係る経過措置 女性自立支援施設の設備および運営に関する基準は、	ための支援を含め、適切な処遇を行うよう努めなければならない。関する熱意および能力を有する職員により、社会において自立した生活を送る恵三条.婦人保護施設は、入所者に対し、健全な環境のもとで、社会福祉事業に入り
(最低基準と婦人保護施設は、 「機の大きなでは、非常災害対策) 「特益設備の一般原則」 (構造設備の一般原則) 「特定では、非常災害対策) 「大条 婦人保護施設は、 「大条 婦人保護施設は、 「大き 母人保護施設は、 「大き 母人保護・ 「大き 母人保護・ 「大き 母人保護・ 「大き 母人保護・ 「大き 母人保護・ 「大き 母人保護・ 「大き 母子 母子 」 「大き		婦人保護施設の職員 婦人保護施設は、入らない。
(構造設備の一般原則) 工条 婦人保護施設の配 (構造設備の一般原則) 工条 婦人保護施設は、 (非常災害対策) (非常災害対策) 一般原則) 一般原則) 一般原則 一個一般原則 一個一個一般原則 一個一個一個一個一個一個一個一個一個一個一個一個一個一個一個一個一個一個一個		営を向上させるよう婦人保護施設は、
(非常災害対策) (非常災害対策) のとともに、非常災害対策) 連報および連絡体制を整 が。 婦人保護施設は、非常災害に 婦人保護施設は、非常 が。 婦人保護施設は、非常 が。		プエ条 婦人保護施設の配置、 (構造設備の一般原則)
(苦情への対応) (苦情への対応)		ば、
(苦情への対応) 婦人保護施設は、非常		および連絡体制を整ともに、非常災害に

1 事務室	一 三十歳以上の者であって ・ 三十歳以上の者であって ・ 一 三十歳以上の刑に処せられ ・ 一 三十歳以上の刑に処せられ ・ 一 条 婦人保護施設の建物 ・ 一 条 婦人保護施設の建物 ・ 一 条 婦人保護施設の建物 ・ 一 条 婦人保護施設の建物 ・ 一 会 婦人保護施設の建物	(帳簿の整備) 「職員) 第八条 婦人保護施設には、施設長、入所者を指導する職員、調理員および施設のその他の業務を行うために必要な職員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する施設にあっては、調理員を置かないことができる。理業務の全部を委託する施設にあっては、調理員を置かないことができる。はならない。ただし、入所者等の処遇に支障がない場合には、この限りではない。 「施設長の資格要件) 「施設長の資格要件) 「施設長の資格要件) 「施設長の資格要件) 「本語長の資格要件)	適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等必要な措置 適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等必要な措置 適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等必要な措置

理しなければならない ときは、給付金として支払を受けた金銭を規則に定めるところにより適正に管 施設の設備及び運営に関する基準(平成十四年厚生労働省令第四十九号)第十 医薬品、 四条の二の給付金(以下この条において「給付金」という。)の支給を受けた しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。 (給付金として支払を受けた金銭の管理) 婦人保護施設は、当該婦人保護施設において感染症が発生し | 衛生材料および医療機械器具の管理を適正に行わなければならない。| 婦人保護施設は、 当該婦人保護施設の設置者が入所者に係る婦人保護 またはまん延

(関係機関との連携)

携しなければならない。

一切体、公共職業安定所、職業訓練施設その他の関係機関および婦人相談員、母の団体、公共職業安定所、職業訓練施設その他の関係機関および婦人相談員、母のでは、公共職業安定所、職業訓練施設その他の関係機関および婦人相談員、母のでは、婦人保護施設は、婦人相談所、福祉事務所、警察署、母子・父子福祉

(秘密保持等)

2 婦人保護施設は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得者またはその家族の秘密を漏らしてはならない。 第十七条 婦人保護施設の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所

ければならない。
た入所者またはその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなった人所者またはその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなり、場人保護施設は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得

(事故発生時の対応)

記録しなければならない。 2 婦人保護施設は、前項の事故の状況および事故に際して採った処置について

害賠償を速やかに行わなければならない。 場人保護施設は、入所者の処遇により賠償すべき事故が発生した場合は、損

(規則)

第十九条 (略)

(事故発生時の対応)

、損害賠償を速やかに行わなければならない。
3 女性自立支援施設は、入所者の処遇により賠償すべき事故が発生した場合は

(規則)

第五条 (略)

則

附

第三十五号議案

福井県病院等の人員および施設の基準等に関する条例の一部改正について

福井県病院等の人員および施設の基準等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令 和 六年二 月 十三 日 提 出

福

井

県

知

事

杉

本

達

治

福井県条例第

号

福井県病院等の人員および施設の基準等に関する条例の一部を改正する条例

福井県病院等の人員および施設の基準等に関する条例(平成二十四年福井県条例第七十五号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(病院の従業者)	(病院の従業者)
第六条 法第二十一条第一項の規定により病院が有しなければならない従業者は	第六条 法第二十一条第一項の規定により病院が有しなければならない従業者は
、次に掲げる者とする。	、次に掲げる者とする。
一~三 (略)	一~三 (略)
四 栄養士または管理栄養士(病床数百以上の病院に限る。)	四 栄養士(病床数百以上の病院に限る。)
五•六 (略)	五•六 (略)
2 (略)	2 (略)

第三十五号議案 この条例は、令和六年四月一日から施行する。 医療法施行規則の一部改正に伴い、所要の改正を行う必要があるので、この案を提出する。 福井県病院等の人員および施設の基準等に関する条例の一部改正について 提 附 案 理 由 則 五四

福井県医師確保修学資金等貸与条例の一部改正について

福井県医師確保修学資金等貸与条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

和 六年二 月十三 日 提 出

令

福 井

県

知

事

杉

本

達

治

福井県条例第

号

福井県医師確保修学資金等貸与条例の一部を改正する条例

福井県医師確保修学資金等貸与条例(平成二十年福井県条例第四十号)の一部を次のように改正する。

規則で定めるものをいう。 三 専門研修 臨床研修を修了した医師が専門性を高めるために受ける研修で一・二 (略)	こ定めるところこよる。 第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号)、地域医療を担う医師の確保に資することを目的とする。	いて医師として勤務しようとするものに対し、修学資金等を貸与することによている医師または専門研修を受けている医師であって、将来指定医療機関にお第一条 この条例は、大学の医学を履修する課程に在学する者、臨床研修を受け(目的)	改正後
一・二 (略)	こ定めるところこよる。 第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号(定義) 保に資することを目的とする。	するものに対し、修学資金等を貸与することにより、地域医療を担う医師の確受けている医師であって、将来指定医療機関において医師として勤務しようと第一条 この条例は、大学の医学を履修する課程に在学する者または臨床研修を(目的)	改正前

(略)

五 四 の項の規定により貸与する資金をいう。 修学資金 次条第一項、第二項または第五項に規定する者に対し、これら

(略)

貸与する資金をいう。 修学専門研修資金 次条第四項各号に掲げる者に対し、 同項の規定により

医師少数区域等 医師の数が少ないと認められる区域等で規則で定めるも

九 修学資金等 修学資金、 (修学資金等の貸与) 修学研修資金および修学専門研修資金をいう。

第三条

2

3 者に対し、資金を貸与することができる。ただし、修学資金等の貸与を受けて いる者または貸与を受けていた者については、この限りでない。 て規則で定める診療科の医師として勤務しようとするものの申請により、その 知事は、次の各号のいずれかに掲げる者であって、将来指定医療機関におい

- 二 県外で臨床研修を受けることが見込まれる者
- 三 県外で臨床研修を受けている医師(知事が貸与を決定する日において臨床 研修を開始した日以後一年を経過していない者に限る。)
- 者に対し、資金を貸与することができる。ただし、修学資金等の貸与を受けて いる者または受けていた者については、この限りでない て規則で定める診療科の医師として勤務しようとするものの申請により、その 知事は、次の各号のいずれかに掲げる者であって、将来指定医療機関におい

修了し、または修了することが見込まれるもの 県内の大学の医学を履修する課程に在学する者であって第四学年の課程を

いて専門研修を開始した日以後一年を経過していない者に限る。 指定医療機関で専門研修を受けている医師(知事が貸与を決定する日にお

学」という。)に入学した者であって、 る診療科の医師として勤務しようとするものの申請により、 金を貸与することができる。 知事は、学校法人自治医科大学が設置する自治医科大学(以下「自治医科大 将来指定医療機関において規則で定め その者に対し、資

定により貸与する資金をいう。 修学資金 次条第一項または第二項に規定する者に対し、これらの項の規

Ŧī. (略)

六 修学資金等 修学資金および修学研修資金をいう。 (修学資金等の貸与)

第三条 (略)

(略)

3

者に対し、資金を貸与することができる。 て規則で定める診療科の医師として勤務しようとするものの申請により、その 知事は、次の各号のいずれかに掲げる者であって、将来指定医療機関におい

- 一 県外で臨床研修を受けることが見込まれる者(前二項の規定により貸与を 受けている者および前号に掲げる者であってこの項の規定により貸与を受け ているものを除く。
- 三 県外で臨床研修を受けている医師(知事が貸与を決定する日において臨床 与を受けているものまたは受けていたものを除く。) 貸与を受けていた者および前二号に掲げる者であってこの項の規定により貸 研修を開始した日以後一年を経過していない者に限り、前二項の規定により

福井県医師確保修学資金等貸与条例の一部改正について

(貸与の取消し)

第六条 知事は、修学資金等の貸与を受けている者が次の各号のいずれかに該当 するときは、その貸与を取り消すことができる。

- 大学を退学し、または臨床研修もしくは専門研修を中止したとき
- がなくなったと認められるとき。 心身の故障のため修学または臨床研修もしくは専門研修を継続する見込み

三~六

(貸与の休止)

第七条 知事は、修学資金等の貸与を受けている者が、大学を休学し、もしくは 資金等があるときは、その修学資金等は、当該事由のやんだ日の属する月の翌 わないものとする。この場合において、当該期間分として既に貸与された修学 月の翌月からその事由のやんだ日の属する月までの期間分の修学資金等(規則 とき(その期間が一月以上の場合に限る。)は、その事由の生じた日の属する 停学の処分を受け、または臨床研修もしくは専門研修を中断することとなった 月以後の分として貸与されたものとみなす。 で定める修学資金等を除く。以下この項において同じ。)について、貸与を行

(返還の猶予)

第九条 あると認められるときは、その間修学資金等の返還を猶予するものとする。 ずれかに該当し、同項の規定により修学資金等の返還の免除を受ける見込みが 知事は、被貸与者が次条第一項第一号から第四号までに掲げる場合のい

(返還の免除)

第十条 知事は、被貸与者が次の各号のいずれかに該当するときは、修学資金等 の全部の返還を免除するものとする。

- 修学資金の貸与を受けた者が次のイからニまでのいずれにも該当するとき
- 取得すること。 福井大学または自治医科大学を卒業した日から二年以内に医師の免許を
- して勤務すること。ただし、自治医科大学を卒業した者については、指定 口に規定する臨床研修を修了した後直ちに指定医療機関において医師と
- 期間とを合計した期間(災害、疾病、育児休業その他やむを得ない理由に より、臨床研修を受けることができなかった期間および指定医療機関にお 医療機関において規則で定める診療科の医師として勤務した場合に限る。 口に規定する臨床研修を受けた期間とハに規定する医師として勤務した

(貸与の取消し)

第六条 知事は、修学資金等の貸与を受けている者が次の各号のいずれかに該当 するときは、その貸与を取り消すことができる。

- 大学を退学し、または臨床研修を中止したとき。
- 一 心身の故障のため修学または臨床研修を継続する見込みがなくなったと認 められるとき。

三~六

第七条 知事は、修学資金等の貸与を受けている者が、大学を休学し、もしくは 貸与されたものとみなす。 等を除く。以下この項において同じ。)について、貸与を行わないものとする 事由のやんだ日の属する月までの期間分の修学資金等(規則で定める修学資金 停学の処分を受け、または臨床研修を中断することとなったとき(その期間が は、その修学資金等は、当該事由のやんだ日の属する月の翌月以後の分として この場合において、当該期間分として既に貸与された修学資金等があるとき 一月以上の場合に限る。)は、その事由の生じた日の属する月の翌月からその (貸与の休止)

2

(返還の猶予)

第九条 知事は、 ると認められるときは、その間修学資金等の返還を猶予するものとする。 れかに該当し、同項の規定により修学資金等の返還の免除を受ける見込みがあ 被貸与者が次条第一項第一号または第二号に掲げる場合のいず

(返還の免除)

第十条 知事は、被貸与者が次の各号のいずれかに該当するときは、修学資金等 の全部の返還を免除するものとする。

- 修学資金の貸与を受けた者が次のイからニまでのいずれにも該当するとき
- イ 福井大学を卒業した日から二年以内に医師の免許を取得すること。

- して勤務すること。 口に規定する臨床研修を修了した後直ちに指定医療機関において医師と
- 期間とを合計した期間(災害、疾病、育児休業その他やむを得ない理由に より、臨床研修を受けることができなかった期間および指定医療機関にお 口に規定する臨床研修を受けた期間とハに規定する医師として勤務した

- 」という。)が九年に達すること。 いて医師として勤務できなかった期間を除く。第五号において「勤務期間
- 修学研修資金の貸与を受けた者が次のイからニまでのいずれにも該当する

(略)

等における勤務であること。 むを得ない理由により、指定医療機関において医師として勤務できなかっ た期間を除く。)が三年に達し、かつ、そのうち一年以上は医師少数区域 ハに規定する医師として勤務した期間(災害、疾病、育児休業その他や

が次のイからハまでのいずれにも該当するとき 第三条第四項第一号に掲げる者として修学専門研修資金の貸与を受けた者

得した後直ちに臨床研修を受けること。 大学を卒業した日から二年以内に医師の免許を取得し、 医師の免許を取

の医師として勤務すること。 臨床研修を修了した後直ちに指定医療機関において規則で定める診療科

た期間を除く。)が三年に達し、かつ、そのうち一年以上は医師少数区域 等における勤務であること。 むを得ない理由により、指定医療機関において医師として勤務できなかっ 口に規定する医師として勤務した期間(災害、疾病、育児休業その他や

が次のイおよびロのいずれにも該当するとき 第三条第四項第二号に掲げる者として修学専門研修資金の貸与を受けた者

の医師として勤務すること。 専門研修を修了した後直ちに指定医療機関において規則で定める診療科

た期間を除く。)が第四条第二項の貸与期間に一・五を乗じて得た年数 むを得ない理由により、指定医療機関において医師として勤務できなかっ のうち一年以上は医師少数区域等における勤務であること。 一年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数)に達し、 イに規定する医師として勤務した期間(災害、疾病、育児休業その他や かつ、

Ŧī. なったときまたは医師として勤務することができなくなったとき。 けた者にあっては第二号ニに規定する期間、第三条第四項第一号に掲げる者 または業務に起因する心身の故障により、臨床研修を受けることができなく として修学専門研修資金の貸与を受けた者にあっては第三号ハに規定する期 修学資金の貸与を受けた者にあっては勤務期間、修学研修資金の貸与を受 にあっては前号ロに規定する期間において、業務上の理由により死亡し、 第三条第四項第二号に掲げる者として修学専門研修資金の貸与を受けた

その他やむを得ない理由により修学資金等を返還することが困難であると認め 知事は、前項第五号に掲げる場合を除くほか、被貸与者が死亡、心身の故障

> 」という。)が九年に達すること。 いて医師として勤務できなかった期間を除く。第三号において「勤務期間

二 修学研修資金の貸与を受けた者が次のイからニまでのいずれにも該当する

イ~ハ

二 ハに規定する医師として勤務した期間(災害、疾病、 むを得ない理由により、指定医療機関において医師として勤務できなかっ た期間を除く。)が三年に達すること。 育児休業その他や

三 修学資金の貸与を受けた者にあっては勤務期間、修学研修資金の貸与を受 なくなったときまたは医師として勤務することができなくなったとき。 し、または業務に起因する心身の故障により、臨床研修を受けることができ けた者にあっては前号ハに規定する期間において、業務上の理由により死亡

その他やむを得ない理由により修学資金等を返還することが困難であると認め 知事は、 前項第三号に掲げる場合を除くほか、被貸与者が死亡、心身の故障

則

附

この条例は、令和六年四月一日から施行する。ただし、第二条第五号の改正規定、第三条第四項の次に一項を加える改正規定および第十

条第一項第一号の改正規定は、令和七年四月一日から施行する。

案 理 由

提

医師不足の診療科における医師を確保するため、所要の改正を行う必要があるので、この案を提出する。

福井県工業技術センター使用料および手数料徴収条例の一部改正について

福井県工業技術センター使用料および手数料徴収条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令 和 六年二 月 十三 日 提 出

福

井

県

知

事

杉

本

達

治

福井県条例第

号

福井県工業技術センター使用料および手数料徴収条例の一部を改正する条例

福井県工業技術センター使用料および手数料徴収条例(昭和六十年福井県条例第三号)の一部を次のように改正する。

	改正後					
H.1	別表第一(第三条関係)			別表第一(第三条関係)		
	一設備等			一設備等		
	区分	算定基礎	金額 (単位円)	区分	算定基礎	金額(単位円)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	万能材料試験機	(略)	(略)	万能材料試験機	(略)	(略)
				NC成形装置	一時間につき	三、〇五〇
	小型五軸マシニングセンタ	(略)	(略)	小型五軸マシニングセンタ	(略)	(略)
	(略)	(鮥)	(略)	(略)	(略)	(略)
	非接触パターン投影式三次元形状計測シス	(略)	(略)	非接触パターン投影式三次元形状計測シス	(略)	(略)
	テム(データ処理ソフトウェア)			テム(データ処理ソフトウェア)		

第三十七号議案 福井県工業技術センター使用料および手数料徴収条例の一部改正について

トーションバランス	(略)	EMS試験器	エミッション測定システム	衛星通信システム	(略)	スペクトラムアナ		複合センシング装置	(略)	切削現象解析システム	レーザドップラー振動計	機械構造評価装置	(略)	精密3Dプリンタ	レーザマーキング装置	位置補正型レーザ	(略)	超精密加工特性誣				レーザ重畳加工システム		非接触表面性状測定機	(略)	マイクロアクチュ		超精密マイクロ加工システム
) , ,			ピシステム	1		/ ライザー		衣置		ハテム	-振動計	<u>ii.</u>		1	/装置	ッ加工機		特性評価システム				ンステム		定機		ーエータシステム		加工システム
(略)	(略)	(略)	一時間につき	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	一時間につき	(略)	(略)	(略)	一時間につき	(略)	(略)	(略)				(略)		(略)	(略)	(略)		(略)
(略)	(略)	(略)	六、一〇〇	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	七00	(略)	(略)	(略)	五〇〇	(略)	(略)	(略)				(略)		(略)	(略)	(略)		(略)
トーションバランス	(略)	EMS試験器	EMI測定器	衛星通信システム	(略)	スペクトラムアナライザー	クランプオン電力計	複合センシング装置	(略)	切削現象解析システム		機械構造評価装置	(略)	精密3Dプリンター		位置補正型レーザ加工機	(略)	超精密加工特性評価システム	超精密加工現象観測システム	ビーム特性測定ユニット	ビーム特性変換ユニット	レーザ重畳加工システム	光超微細加工装置	非接触表面性状測定機	(略)	マイクロアクチュエータシステム	防振型高精度加工装置	超精密マイクロ加工システム
(略)	(略)	(略)	一時間につき	(略)	(略)	(略)	一時間につき	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	一時間につき	一時間につき	一時間につき	(略)	一時間につき	(略)	(略)	(略)	一時間につき	(略)
(略)	(略)	(略)	二、二四〇	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	三、八六〇	1、六10	一、三八〇	(略)	二、九五〇	(略)	(略)	(略)	二、六一〇	(略)

第三十七号議案 福井県工業技術センター使用料および手数料徴収条例の一部改正について

摩擦摩耗試験機	金属硬さ試験機	(略)	回転型乾燥機		マルチカラー	(略)	革新織機(レ		スリッターマ	(略)	管巻機		毛羽計数装置	(略)	パーンワイン	コーンワインダ	ボビンワインダ	(略)	摩擦帯電圧測定器	多軸微粒子吹	大気圧プラズ	(略)	帯電測定装置	燃焼性試験機		洗浄評価試験機	(略)	高精度引張試験機	
機	機				-鋳造機		ピアルーム)		マシン						ダー	ダー	ダー		定器	八付成膜装置	マ処理装置			122		機		1.験機	
一時間につき	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	一時間につき	(略)	(略)	(略)	一時間につき	(略)	(略)	(略)	一時間につき		(略)	(略)	(略)	
1,1100	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	七00	(略)	(略)	(略)	一、五〇〇	(略)	(略)	(略)	四〇〇		(略)	(略)	(略)	
複合材料耐久性評価システム	金属硬さ試験機	(略)	回転型乾燥機	鋳造実験システム	マルチカラー鋳造機	(略)	革新織機(レピアルーム)	革新織機(エアージェットルーム)	スリッターマシン	(略)	管巻機	偏光顕微鏡	毛羽計数装置	(略)	パーンワインダー	コーンワインダー	ボビンワインダー	(略)	摩擦带電圧測定器		大気圧プラズマ処理装置	(略)	帯電測定装置	燃焼性試験機	ピリング試験機	洗浄評価試験機	(略)	高精度引張試験機	熱伝導率計
一時間につき	(略)	(略)	(略)	一時間につき	(略)	(略)	(略)	一時間につき	(略)	(略)	(略)	一時間につき	(略)	(略)	(略)	一時間につき	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	一時間につき	一時間につき	(略)	(略)	(略)	一時間につき
七、九一〇	(略)	(略)	(略)	一、五五〇	(略)	(略)	(略)	四三〇	(略)	(略)	(略)	四九〇	(略)	(略)	(略)	一九〇	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	一五〇	1 1110	(略)	(略)	(略)	1, 110

(1)	□ レーザ加工 1 機械加工 I レーザ加工		区分	別表第二(第四条関係)	二 施設 (略)	備考 (略)	(略)	大型電波無響室	電波暗室	クリーンルーム (レーザG一〇七)	(略)	人工気象室		デジタルマイクロスコープ	(略)	碁盤目はく離試験機		漆精製改質装置	(略)	セラミックス構造高精度解析装置	粉末用X線回折装置	蛍光X線分析装置	(略)	機能性金属材料接合システム		鋳造型評価システム	耐久性試験システム
(略)	(略)	(略)	金額((略)	(略)	一時間につき	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	一時間につき	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)
			(単位円)				(略)	(略)	九、四〇〇	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	五、〇〇〇	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)
(2)(1)フェ (略	□ (二) (単) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本		区分	別表第二 (第四条関係)	二 施設 (略)	備考(略)	(略)	大型電波無響室	電波暗室	クリーンルーム (レーザG一〇七)	(略)	人工気象室	めっき電位制御装置	デジタルマイクロスコープ	(略)	碁盤目はく離試験機	漆顔料混合装置	漆精製改質装置	(略)	セラミックス構造高精度解析装置		蛍光X線分析装置	(略)	機能性金属材料接合システム	高信頼性接合技術評価解析システム	鋳造型評価システム	耐久性試験システム
一時間につき	略)	(略)	金額((略)	(略)	一時間につき	(略)	(略)	(略)	一時間につき	(略)	(略)	(略)	一時間につき	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	一時間につき	(略)	(略)
五、五三〇			(単位円)				(略)	(略)	七、四七〇	(略)	(略)	(略)	三九〇	(略)	(略)	(略)	一九〇	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	一、八七〇	(略)	(略)

備考 (略)	四~六(略)	2~5 (略)	(Ti)	(4)(略)	_	_	
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
備考(略)	四~六(略)	2~5 (略)	(三) (五) (略)	(6) (略)	(5) (略)		(3) フェムト秒レーザビー
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	―ム変換 一時間につき

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

則

附

案 理 由

提

設備の整備等に伴い、使用料および手数料の額を定めたいので、この案を提出する。

家畜保健衛生所使用料および手数料徴収条例の一部改正について

家畜保健衛生所使用料および手数料徴収条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令 和 六年二 月 十三 日 提 出

知 事

福

井

県

杉

本

達

治

福井県条例第 号

家畜保健衛生所使用料および手数料徴収条例の一部を改正する条例

家畜保健衛生所使用料および手数料徴収条例 (昭和二十五年福井県条例第六十一号)の一部を次のように改正する。

イ トキソプラズマ検査(血球凝集反応法によるもの)手数料 一件につき	
三 病性鑑定手数料	三 病性鑑定手数料
一·二 (略)	(略)
第二条 前条の使用料および手数料は、次のとおりとする。	第二条 前条の使用料および手数料は、次のとおりとする。
(使用料および手数料の額)	(使用料および手数料の額)
納めなければならない。	料を納めなければならない。
依頼しようとする者は、この条例の定めるところにより使用料または手数料を	却を依頼しようとする者は、この条例の定めるところにより使用料または手数
たは衛生所に対し、診療、病性鑑定、牛の受精卵移植もしくは死亡牛の焼却を	たは衛生所に対し、診療、病性鑑定、牛の受精卵移植もしくは死亡家畜等の焼
(昭和二十五年法律第十二号)第四条の規定により利用しようとする獣医師ま	(昭和二十五年法律第十二号)第四条の規定により利用しようとする獣医師ま
第一条 家畜保健衛生所(以下「衛生所」という。)の施設を家畜保健衛生所法	第一条 家畜保健衛生所(以下「衛生所」という。)の施設を家畜保健衛生所法
(趣旨)	(趣旨)
改正前	改正後

2 기 \Box 略) 牛の受精卵移植手数料 一頭一回につき 五千八百八十円 死亡家畜等の焼却手数料 体高が百四十七センチメートル以上の馬 月齢が満六月未満の牛 月齢が満六月以上満十二月未満の牛 月齢が満十二月以上の牛 血液生化学検査手数料 一件につき 千七百二十円 体高が百四十七センチメートル未満の馬 乳房炎検査手数料 一件につき 千五百八十円 遺伝子検査手数料 山羊その他規則で定める動物 一件につき 一頭につき 七千円 頭につき 二千百四十円 一頭につき 二万八千円 一頭につき 一万四千円 一頭につき 二万八千円 一頭につき 一万四千円 七千円 2 あると知事が認めるものを除く。 項に規定する検査をしたものに限り、同法第二条第一項の家畜伝染病もしく ハ 乳房炎検査手数料 一件につき 五百八十円 ㅁ (略) 牛の受精卵移植手数料 一頭一回につき 四千百九十円 死亡牛(家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号) 同法第四条第一項の届出伝染病にかかつているものまたはそれらの疑いが ス反応法によるもの) 手数料 一件につき 三百三十円 血液生化学検査(血球測定法、 三百五十円)の焼却手数料 ユニグラフ法、 ヨード 一頭につき 九千九百五 反応法およびグロ 第五条第

則

附

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

提 案 理 由

近年の利用状況等を踏まえ、手数料を全面的に見直すため、所要の改正を行いたいので、この案を提出する。

第三十九号議案

福井県漁港管理条例等の一部改正について

福井県漁港管理条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

和六年二月十三日提出

令

福井県

知事

杉

本

達

治

福井県漁港管理条例等の一部を改正する条例

福井県条例第

号

(福井県漁港管理条例の一部改正)

第一条 福井県漁港管理条例(昭和四十一年福井県条例第四十号)の一部を次のように改正する。

に係るものに限る。)または法第五十条第一項各号に掲げる事項を定めた者に法第四十二条第二項第二号および第三号に掲げる事項(水面または土地の占用 に規定する認定計画実施者(法第四十四条第一項に規定する認定計画においてる土砂の採取もしくは水面の占用の許可を受けた者または法第四十三条第四項 ければならない。 掲げる土砂採取料または占用料(以下「土砂採取料等」という。)を納付しな 限る。)(以下この条において「許可を受けた者」という。)は、別表第二に

2~4 (略)

(入出港届)

第十八条 規則で定める漁港の区域に入港した船舶または当該漁港の区域から出 り入港し、または出港する船舶については、この限りでない。 だし、総トン数が五トン未満の船舶、当該漁港を根拠地とする船舶および監視 和二十五年政令第二百三十九号)第二十条第二項に規定する農林水産省令で定 港しようとする船舶の船長は、漁港及び漁場の整備等に関する法律施行令 船、警備船その他公務に従事する船舶ならびに避難、事故等の緊急の必要によ める様式による入出港届により、知事にその旨を届け出なければならない。た (略) 韶

> を受けた者」という。)は、別表第二に掲げる土砂採取料または占用料(以下 る土砂の採取または水面の占用の許可を受けた者(以下この条において「許可 「土砂採取料等」という。)を納付しなければならない。

2 { 4 (略)

(入出港届)

第十八条 規則で定める漁港の区域に入港した船舶または当該漁港の区域から出 港する船舶については、この限りでない。 務に従事する船舶ならびに避難、事故等の緊急の必要により入港し、または出 トン未満の船舶、当該漁港を根拠地とする船舶および監視船、警備船その他公 港届により、知事にその旨を届け出なければならない。ただし、総トン数が五 百三十九号)第二十条第二項に規定する農林水産省令で定める様式による入出 港しようとする船舶の船長は、漁港漁場整備法施行令(昭和二十五年政令第二

(略)

(福井県風致地区条例の一部改正)

第二条 福井県風致地区条例 (昭和四十五年福井県条例第一号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
(適用除外)	(適用除外)
第三条 次の各号に掲げる行為については、第二条の規定は適用しない。この場	第三条 次の各号に掲げる行為については、第二条の規定は適用しない。この場
合において、これらの行為をしようとする者は、あらかじめ、知事にその旨を	合において、これらの行為をしようとする者は、あらかじめ、知事にその旨を
通知しなければならない。	通知しなければならない。
一~二十一 (略)	一~二十一 (略)
二十二 漁港及び漁場の整備等に関する法律(昭和二十五年法律第百三十七号	二十二 漁港漁場整備法 (昭和二十五年法律第百三十七号) 第三条第一号に掲
)第三条第一号に掲げる基本施設または同条第二号イおよびロに掲げる機能	げる基本施設または同条第二号イおよびロに掲げる機能施設に関する工事の
施設に関する工事の施行または漁港施設の管理に係る行為	施行または漁港施設の管理に係る行為
二十三~三十五 (略)	二十三~三十五 (略)

(福井県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正)

第三条 福井県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例(平成十一年福井県条例第四十四号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

七 (略)	二~八(略)	1~38 (略)	のに係るものに限る。)	る区域内の行為であって、その全部が当該区域内にあるも	律第百一号)第五条第四項の規定により市町の長が管理す	区域に接する海岸保全区域のうち海岸法(昭和三十一年法	第一号の規定により市町が管理する漁港の区域または当該		基づく、次に掲げる事務(漁港及び漁場の整備等に関する	一年勅令第百九十四号。以下この項中「令」という。)に	中「法」という。)および公有水面埋立法施行令(大正十	一 公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号。以下この項	事務	六 農林水産部関係	一~五 (略)	別表(第二条関係)	改正後
	(略)								若狭町	坂井市および	市、小浜市、	福井市、敦賀	市町				
七 (略)	二~八(略)	1~38(略)	°)	って、その全部が当:	第四項の規定により	全区域のうち海岸法	市町が管理する漁港	法律第百三十七号)	基づく、次に掲げ	一年勅令第百九十四号。	中「法」という。	一 公有水面埋立法		六 農林水産部関係	一~五 (略)	別表(第二条関係)	
				該区域内にあるものに係るものに限る	市町の長が管理する区域内の行為であ	法(昭和三十一年法律第百一号)第五条	港の区域または当該区域に接する海岸保	第二十五条第一項第一号の規定により	掲げる事務(漁港漁場整備法(昭和二十五年)	十四号。以下この項中「令」という。)に)および公有水面埋立法施行令(大正十	伝(大正十年法律第五十七号。以下この項)	事務				改正前

(福井県国土交通省所管公共用財産の使用および収益に関する条例の一部改正)

第四条 福井県国土交通省所管公共用財産の使用および収益に関する条例(平成十二年福井県条例第二十一号)の一部を次のように改正す

る。

第二条 この条例において「公共用財産」とは、法第三条第二項第二号に規定す	(定義)	改正後
第二条 この条例において「公共用財産」とは、法第三条第二項第二号に規定す	(定義)	改正前

各号のいずれかに該当するものをいう。 る公共用財産のうち、国土交通省の所管に属し県が管理する財産であって次の

律第百三十七号)、港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)その他の法令一年法律第百一号)、漁港及び漁場の整備等に関する法律(昭和二十五年法六十七号)、下水道法(昭和三十三年法律第七十九号)、海岸法(昭和三十 が適用されないもの 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)、河川法(昭和三十九年法律第百

> る公共用財産のうち、国土交通省の所管に属し県が管理する財産であって次の 各号のいずれかに該当するものをいう。

港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)その他の法令が適用されないもの 六十七号)、下水道法(昭和三十三年法律第七十九号)、海岸法(昭和三十 一年法律第百一号)、漁港漁場整備法(昭和二十五年法律第百三十七号)、 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)、河川法(昭和三十九年法律第百

(略)

(略)

則

附

この条例は、 令和六年四月一日から施行する。

案 理 由

提

漁港漁場整備法の一部改正に伴い、 関係条例について所要の規定を整備する必要があるので、この案を提出する。

第四十号議案

福井県都市公園条例の一部改正について

福井県都市公園条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

和 六年二 月 十三日 提出

令

福

井 県

知 事

杉

本

達

治

福井県条例第

号

福井県都市公園条例の一部を改正する条例

福井県都市公園条例(昭和四十八年福井県条例第五号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(行為の制限)	(行為の制限)
等に除、等に除ならがに第一切除において司ご。) において、公園(第十六条第三項に規定する指定管理公園を除く。第四項	等に除ならばに第一切をにおいて可ご。ここのに、パ十六条第三項に規定する指定管理公園を除く。第四項
び第五項、第六条、第七条ならびに第十四条において同じ。) において、次に	び第五項、第六条、第七条ならびに第十四条において同じ。)において、次に
掲げる行為をしようとする者は、知事の許可を受けなければならない。	掲げる行為をしようとする者は、知事の許可を受けなければならない。
一~五 (略)	一~五 (略)
六 有料公園施設(県が設置する公園施設のうち有料で利用させるものであつ	
て規則で定める施設をいう。以下同じ。)の内部に規則で定めるところによ	
り常時広告物を表示すること。	
2~5 (略)	2~5 (略)
(監督処分)	(監督処分)
第十四条 知事は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、この条例の規定に	第十四条 知事は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、この条例の規定に

件を変更し、または行為の中止もしくは都市公園を原状に回復することその他以下この条において同じ。)を取り消し、その効力を停止し、もしくはその条 必要な措置を命ずることができる。 よつてした許可(第二十一条において準用する第四条第一項(第六号を除く。 | および第三項、第二十二条第一項ならびに第二十三条第一項の許可を除く。

\ =

2

(指定管理公園における行為の制限等)

第二十一条 第四条 第一項第六号を除く。 規則で」とあるのは「指定管理者が別に」と、同条第四項および第五項、第六 規定する指定管理公園を除く。第四項および第五項、第六条、第七条ならびに とあるのは「指定管理者」と、第四条第一項中「都市公園(第十六条第三項に 条ならびに第七条中「都市公園」とあるのは「指定管理公園」と読み替えるも 第十四条において同じ。)」とあるのは「指定管理公園」と、同条第二項中「 理公園について準用する。この場合において、第四条および第七条中「知事」 のとする。) から第七条までの規定は、指定管

(利用者の遵守事項)

第二十四条 第二十一条において準用する第四条第一項 (第六号を除く) 用者」という。)は、次に掲げる事項を守らなければならない。 くは第三項、第二十二条第一項または前条第一項の許可を受けた者(以下「利 もし

<u>\</u> (略)

(許可の取消し等)

第二十九条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、第二十一 という。)を取り消し、その効力を停止し、もしくはその条件を変更し、また 条において準用する第四条第一項(第六号を除く。)もしくは第三項、第二十 は行為の中止もしくは指定管理公園施設を原状に回復することその他必要な措 置をとることを命ずることができる。 一条第一項または第二十三条第一項の許可(以下この条において「利用許可」

<u>\</u>

(公園予定区域または予定公園施設)

第三十一条 三条までおよび第十四条から第十五条までの規定は、法第三十三条第四項に規 定する公園予定区域または予定公園施設について準用する 第四条(第一項第六号を除く。)から第七条まで、第十条から第十

> 行為の中止もしくは都市公園を原状に回復することその他必要な措置を命ずる 同じ。)を取り消し、その効力を停止し、もしくはその条件を変更し、または よつてした許可(第二十一条において準用する第四条第一項および第三項、第 ことができる。 二十二条第一項ならびに第二十三条第一項の許可を除く。以下この条において

<u>\</u> (略)

2 (略)

(指定管理公園における行為の制限等)

第二十一条 第四条から第七条までの規定は、指定管理公園について準用する。 公園」とあるのは「指定管理公園」と読み替えるものとする。 管理者が別に」と、同条第四項および第五項、第六条ならびに第七条中「都市 く。第四項および第五項、第六条、第七条ならびに第十四条において同じ。) と、第四条第一項中「都市公園(第十六条第三項に規定する指定管理公園を除 この場合において、第四条および第七条中「知事」とあるのは「指定管理者」 」とあるのは「指定管理公園」と、同条第二項中「規則で」とあるのは「指定

次に掲げる事項を守らなければならない。 <u>\</u>

(利用者の遵守事項)

2 (略)

第二十九条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、第二十一 は指定管理公園施設を原状に回復することその他必要な措置をとることを命ず 条において準用する第四条第一項もしくは第三項、第二十二条第一項または第 ることができる。 し、その効力を停止し、もしくはその条件を変更し、または行為の中止もしく 二十三条第一項の許可(以下この条において「利用許可」という。)を取り消 (許可の取消し等)

一~三 (略)

(公園予定区域または予定公園施設)

第三十一条 第四条から第七条まで、第十条から第十三条までおよび第十四条か ら第十五条までの規定は、法第三十三条第四項に規定する公園予定区域または 予定公園施設について準用する。

別表第二第三号の表を次のように改める。

三 第四条第一項各号に掲げる行為をする場合

	一、七〇〇	メートル当たり 一年につき	不米乙国方言の P舎り学用 広告生る 写え
	一五〇	表示する面積一平方 一月につき	有斗公園他なり内部にお寺公告勿か長六
	二、七二〇	一日につき	たは集会展示会、博覧会その他これらに類する催しま
計算による。	二六、一九〇	一日につき	興行
一年に満たないときは、月割	二六、一九〇	一日につき	業として行う映画の撮影
いる場合において使用期間が	五一〇	写真機一台一日につき	業として行う写真の撮影
使用料が年額で定められて	五一〇	従業員一人一日につき	物品の販売、募金その他これらに類する行為
摘要	金額(単位 円)	算定基礎	区分

別表第二第四号1年5の表を次のように改める。 別表第二第四号1四3の表中 別表第二第四号1三①の表中 | 一面 | 投球練習場 一人一年につき を -を 一面 | 投球練習場(一室につき) | に改める。 一年につき に改める。

ボクシング室

(5)

個人	
D 分	<u> </u>
一年につき	育力に北谷林屯
六、八二 ○	金額(単位
一般	位円)
1 上記の金額には、更衣室ならびに競技用備品および競技用職具の使用料を含む。	

L	
ι	į.
1	

は二○○円を加算した額とする。一時間につき、学生等にあつては六○円を、一般にあつて	一、圓〇〇	四六〇	一時間につき	専用する場合
2 使用者が冷暖房施設を使用する場合は、上記の金額に、 用器具の信用率を含む	三三、六一〇 一〇一、八五〇	三三、六一〇	一年につき	国体の対象を
1 上記の金額には、更衣室ならびに競技用備品および競技 1 上記の金額には、更衣室ならびに競技用備品および競技	1,0110	三六〇	一時間につき	

別表第四第二号1二の表を次のように改める。

□ 付属施設

会議室		
室	<u></u> 5	<u> </u>
一時間につき	拿员基础	等子5E 主於林屯
一 五 〇	学生等	限度額(畄
	_	(単位 円)
四 五 〇	般	
る。 利用者が冷暖房設備を利用する場合の利用料金の限度額	打	

	別表第四第四号1○の表中		
の一時間につき二十時三十分以後	夜間	午後	午前
			<u>_</u>
一、 〇 五 〇	二、八三〇	二、八三〇	二、三〇〇一六、二八〇
=;	弋、	七、	六、
八三〇	七、1110	七、1110	二八〇
_	を		

	_
の一時間につき午後八時三十分以後	の一時間につき 午後八時三十分まで
一、	八 一 〇
二、八三〇	11、〇三〇
_	12

改める。

別表第四第四号1三の表を次のように改める。

三 附属施設

	\[\sigma\]	<u> </u>
	\$17.14	行うことない
	学生等	限度額(単
	一般	(単位 円)
	折	公 問
	罗	Ħ
_		

	四五〇る。	一五〇	一時間につき	会議室
上記の額にその十分の		カ	一時間につき	小会 讓室
利用者が令煖房設備を利用する場合の利用料金の限度額		L)	- 許月このな	くると文字

別表第四第四号4の表を次のように改める。

弓道場

	10	一時間につき	専用しない場合
三 二 〇	四二〇	一時間につき	専用する場合
一般	学生等	拿大主宿	[] 5
(単位 円)	限度額(出	当からしまら休じ	<u> </u>

別表第四第五号3一の表中 夜間 午前 午後 の一時間につき 午後八時三十分以後 六三〇 八 一 〇 二、〇四〇 莊 荰 四、 1100 六九〇 1100

の一時間につき 午後八時三十分以後 の一時間につき 午後八時三十分まで 午前八時三十分から 五九〇 八一〇 =; 五三

を

に改め、同表摘要の欄中5の次に次のように加える。

6 利用者が冷暖房設備を利用する場合の利用料金の限度額は、上記の額に、一時間につき四、八八〇円を加算した額とする。

別表第四第五号3二の表を次のように改める。

附属施設

<u>{</u>	行とこれで水区	限度額(単	位円)	
D S	算过去碰	学生等	一般	护
				利用者が冷暖房設備を利用する場合の利用料金の限度額
会議室	一時間につき		四10	は、上記の額にその十分の二に相当する額を加算した額とす

第四十号議案 福井県都市公園条例の一部改正について

る。

別表第四備考中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、第五号を第四号とする。

則

附

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

案 理 由

提

近年の利用状況等を踏まえ、使用料および指定管理者が定める利用料金の限度額を一部見直すため、所要の改正を行いたいので、この案

を提出する。

福井県建築基準条例および福井県手数料徴収条例の一部改正について

福井県建築基準条例および福井県手数料徴収条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令 和 六年二 月 十三 日 提 出

福

井

県

知

事

杉

本

達

治

福井県条例第

号

福井県建築基準条例および福井県手数料徴収条例の一部を改正する条例

(福井県建築基準条例の一部改正)

第一条 福井県建築基準条例(昭和三十六年福井県条例第二十一号)の一部を次のように改正する。

トル以上にある建築物の部分を造ることができる。2 前項の空地内には特定主要構造部が耐火構造で床面からの高さが三、五メー第八条 (略) (屋外への出入口)	ない。
以上にある建築物の部分を造ることができる。2 前項の空地内には主要構造部が耐火構造で床面からの高さが三、五メートル第八条 (略) (屋外への出入口)	。

(確認申請等の取下げ)

第三十一条 法の規定により、 可の申請をした者は、当該確認の申請または許可の申請を取り下げようとする なければならない。 ときは、規則で定めるところにより、建築主事等または知事にその旨を届け出 建築主事等に確認の申請をした者または知事に許

(工事取りやめ)

第三十二条 建築物、建築設備または工作物(以下「建築物等」という。)の確 認を受けた建築主は、工事を取りやめようとするときは、規則で定めるところ により、その旨を建築主事等に届け出なければならない。

(建築主等の変更)

第三十三条 確認を受けた建築物等について、その工事の完了前に当該建築物等 ころにより、その旨を建築主事等に届け出なければならない。 の建築主を変更する場合は、変更前および変更後の建築主は、規則で定めると

ときは、規則で定めるところにより、その旨を建築主事等に届け出なければな 建築主は、工事監理者または工事施工者を決定し、または変更しようとする 2

(確認申請等の取下げ)

第三十一条 法の規定により、 きは、規則で定めるところにより、建築主事または知事にその旨を届け出なけ の申請をした者は、当該確認の申請または許可の申請を取り下げようとすると ればならない。 建築主事に確認の申請をした者または知事に許可

(工事取りやめ)

第三十二条 建築物、建築設備または工作物(以下「建築物等」という。)の確 認を受けた建築主は、工事を取りやめようとするときは、規則で定めるところ により、その旨を建築主事に届け出なければならない。

(建築主等の変更)

第三十三条 確認を受けた建築物等について、その工事の完了前に当該建築物等 の建築主を変更する場合は、変更前および変更後の建築主は、 ころにより、その旨を建築主事に届け出なければならない。 規則で定めると

ときは、規則で定めるところにより、その旨を建築主事に届け出なければなら 建築主は、工事監理者または工事施工者を決定し、または変更しようとする

(福井県手数料徴収条例の一部改正)

第二条 福井県手数料徴収条例 (平成十二年福井県条例第二号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

別実

改正後 2 2 2 2 2 2 2 2 2	建築物の大規模の修繕まで出去の七、建築基準法施、建築物の大規模の修繕までは第七項の規定に基づくに基づくに対して、認定申請に基づくに対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、	の六(略)	一~四十五の五 (略) (略	事務の区分	八 土木部関係	一~七 (略)	別表(第二条、第三条関係)	
別表 (第二条、第三条関係)	申請手数料 の大規模		(略)	名称				改正後
(第二条、第三条関係)	二 万 七 千 円			金額				
2 名称 改正前		の六	十五の五(事務の区分		_	(第二条、第三	
略 略		(略)	(略)	名称				改正前
金額		(略)	(略)	金額				

九 (略)	四十六~百二 (略)	四十五の八建築基準法施の申請に対する審査の申請に対する審査の規定に基の申請に対する審査の申請に対する審査の申請に対する審査の申請に対する審査の申請に対する審査の申請に対する審査の対象を表表を表表を表表を表表を表表を表表を表表を表表を表表を表表を表表を表表を表表	定の申請に対する塞たは大規模の模様萃
	(略)	認定申請手数料の移転の	
	(略)		
		二 万 七 千 円	:
九 (略)	四十六~百二 (略)	四十五の七建築基準法施四十五の七建築基準法施の移転の認定の申請に対の移転の認定の申請に対の移転の認定の申請に対の移転の認定の申請に対いる審査	
	(略)	認定申請手数料	
	(略)		
		二万七千円	
		I .	

附

則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

案 理 由

提

建築基準法の一部改正に伴い、関係条例について所要の規定を整備する必要があるので、この案を提出する。

福井県証紙条例を廃止する等の条例の制定について

福井県証紙条例を廃止する等の条例を次のように制定する。

令和六年二月十三日提出

福

井県

知事

杉

本

達

治

福井県証紙条例を廃止する等の条例

福井県条例第

号

(福井県証紙条例の廃止)

第一条 福井県証紙条例(昭和三十九年福井県条例第十四号)は、廃止する。

(家畜保健衛生所使用料および手数料徴収条例の一部改正)

第二条 家畜保健衛生所使用料および手数料徴収条例(昭和二十五年福井県条例第六十一号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(使用料および手数料の額)	(使用料および手数料の額)
第二条 (略)	第二条 (略)
	(使用料の納付)
	第三条 使用料は、福井県証紙により納付しなければならない。
(使用料および手数料の減免)	(使用料および手数料の減免)
第三条(略)	第四条 (略)

第四条 (略)	(その他)	
第五条 (略)	(その他)	

(福井県県税外収入金徴収条例の一部改正)

第三条 福井県県税外収入金徴収条例(昭和二十六年福井県条例第三十号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
こととした収入金については、これによらないことができる。法第二百三十一条の二の三第一項に規定する指定納付受託者に納付を委託する第二条(収入金の徴収は、知事が発行する納入通知書による。ただし、地方自治(徴収の方法)	。に納付を委託することとした収入金については、これによらないことができるただし、地方自治法第二百三十一条の二の三第一項に規定する指定納付受託者第二条 収入金の徴収は、知事が発行する納入通知書または福井県証紙による。(徴収の方法)
2 前項の納入通知書の様式または形式については、別に規則で定める。	で定める。 で定める。 で定める。 で定める。 ないには、別に規則2 前項の納入通知書または福井県証紙の様式または形式については、別に規則
第十三条(略)(罰則)	第十三条(略)(罰則)
	をもつて他人に交付した者
第十四条 (略) (その他)	第十五条(略)(その他)

(施行期日)

附

則

1 この条例は、令和七年四月一日から施行する。

(福井県証紙条例の廃止に伴う経過措置)

- 2 印されたものまたは額面金額もしくは福井県証紙であることが確認できないものを除く。)は、この条例の施行の日(以下「施行日」と いう。)から令和十二年三月三十一日までの間に限り、これを返還して現金の還付を受けることができる。 第一条の規定による廃止前の福井県証紙条例(以下「旧証紙条例」という。)第五条第一項の規定により売りさばきを受けた証紙 消
- 3 この条例の施行の際現に旧証紙条例第五条第一項に規定する売りさばき人に指定されている者は、施行目前に買い受けた証紙を施行日 以後遅滞なく返還しなければならない。この場合において、知事は、令和十二年三月三十一日までに当該返還をした者に対し、現金を還

(罰則に関する経過措置)

付するものとする。

4 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(規則への委任)

5 この附則に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、規則で定める。

案 理 由

提

福井県証紙の廃止に伴い、所要の規定を整備する必要があるので、この案を提出する。

第四十三号議案

福井県立学校職員定数条例の一部改正について

福井県立学校職員定数条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和六年二月十三日提出

福

井

県

知

事

杉

本

達

治

福井県条例第

号

福井県立学校職員定数条例の一部を改正する条例

福井県立学校職員定数条例(昭和三十一年福井県条例第四十二号)の一部を次のように改正する。

7/	改正後		改正前
(定数)		(定数)	
第三条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。	こおりとする。	第三条 職員の定数は、次に掲げる	とおりとする。
一 全日制高等学校および中学校		一 全日制高等学校および中学校	よび中学校
イ 校長教諭等	一、一六〇人	イ 校長教諭等	一、一五八人
ロ・ハ (略)		ロ・ハ (略)	
二 定時制、通信制高等学校		一 二 定時制、通信制高等学校	
イ 校長教諭等	一三人	イ 校長教諭等	
ロ・ハ (略)		ロ・ハ (略)	
三 特別支援学校		一 三 特別支援学校	
イ 校長教諭等	七〇一人	イ 校長教諭等	七〇三人
口 (略)		口(略)	

第四十三号議案 福井県立学校職員定数条例の一部改正について

(その他職員

第四十四号議案

市町立学校県費負担教職員定数条例の一部改正について

市町立学校県費負担教職員定数条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和六年二月十三日提出

福

井

県

知

事

杉

本

達

治

市町立学校県費負担教職員定数条例の一部を改正する条例

福井県条例第

号

市町立学校県費負担教職員定数条例(昭和三十一年福井県条例第四十三号)の一部を次のように改正する。

2 · 3 (略)	二 事務職員	ハ 栄養教諭等 一五人	口 (略)	イ 校長教諭等一、六四一人	二 中学校	ロ〜ニ (略)	イ 校長教諭等二、七九一人	一 小学校	第三条 県費負担教職員の定数は、次に掲げるとおりとする。	(定数)	改正後
2 · 3 (略)	二 事務職員	ハ 栄養教諭等	口(略)	イ 校長教諭等	二中学校	ロ〜ニ (略)	イ 校長教諭等	一 小学校	第三条 県費負担教職員の定数:	(定数)	
	七一人	一六人		一、六八四人			二、八〇一人		は、次に掲げるとおりとする。		改正前

第四十四号議案 市町立学校県費負担教職員定数条例の一部改正について

附 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

案 理

提

由

児童、生徒数の変動等に伴い、市町立学校県費負担教職員の定数を改定したいので、この案を提出する。

福井県公安委員会等手数料徴収条例の一部改正について

第四十五号議案

福井県公安委員会等手数料徴収条例の一部改正について

福井県公安委員会等手数料徴収条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

和 六年二 月 十三 日 提 出

令

福

井

県

知

事

杉

本

達

治

福井県条例第

号

福井県公安委員会等手数料徴収条例の一部を改正する条例

福井県公安委員会等手数料徴収条例(平成十二年福井県条例第三十号)の一部を次のように改正する。

に関	操作	の規	六法	一 5 五		6	1 5 5	一生	別表(第1	
する講習	および射撃の技能	規定に基づく猟銃の	法第五条の五第一項	(略)	事務の区分	銃砲刀剣類所持等取締	5 (略)	生活安全部関係	一条、第三条関係)	
		講手数料	技能講習受	(略)	名称	法関係				改正後
				(略)						
					金額					
			一万四千円							
						1		_	別表	
に関する講習	操作および射撃の技能	の規定に基づく猟銃の	六 法第五条の五第一項	一~五 (略)	事務の区分	6 銃砲刀剣類所持等取締	1~5 (略)	生活安全部関係	《(第二条、第三条関係)	
		講手数料	技能講習受	(略)	名称	#法関係				改正前
				(略)						
			一万二千七百円		金額					

五~十八 (略)		四削除	三 (略)		肖	一(略)	事務の区分	7 警備業法関係	一~十 (略)	備考	七~十七 (略)
(略)			(略)			(略)	名称				(略)
(略)			(略)			(路)	金額				(略)
五~十八(略)	書換え	四 法第十一条第三項の	三(略)	交付	定に基づく認定証の再二 法第五条第五項の規		事務の区分	7 警備業法関係	一~十 (略)	備考	七~十七(略)
	書換え 数料 数料	法第十一条第三	三 (略) (略)		定に基づく認定証の再に証再交付手にお第五条第五項の規に整備業認定		務の区分			備考	

別表第一号8の表を削り、 同号9の表を同号8の表とする。

別表第二号3の表二の項および三の項を削る。

附

則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

提 案 理 由

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正およびデジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形

成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法令の改正に伴い、手数料の額の改定等を行いたいので、この案を提出する。

第四十六号議案

県有財産の無償貸付けについて

六呂師高原活性化事業の事業用地および施設として、次のとおり財産を無償で貸し付けるものとする。

令 和 六年二 月十三 日 提出

福 井

県

知 事

杉

本

達

治

貸付けしようとする土地および建物の面積 土 地 二一、〇九九・三平方メートル

建 物 九七・八五平方メートル

 $\vec{=}$ 土地および建物の所在地

大野市南六呂師

 \equiv 貸付けの相手方

福井市手寄一丁目十六番地十四号

六呂師パークコンソーシアム (仮称)

兀 貸 付期 間

土 地 令和六年五月一日から令和三十六年四月三十日

建 物 令和六年五月一日から令和十六年四月三十日

一九三

第四十七号議案

包括外部監査契約の締結について

包括外部監査契約を次のとおり締結する。

令 和 六年二 月 十三 日 提 出

福 井 県 知 事

杉

本

達

治

約 約 0) 0) 始 期 令和六年四月一日

金 額 一七、二八八、〇〇〇円を上限とする額

契約の定めるところによる。

兀

費用の支払方法

五

契約の相手方

 \equiv

契

 $\stackrel{-}{\rightharpoonup}$

契

契

約

0)

目

的

当該契約に基づく監査および監査の結果に関する報告

住所 福井市春山二丁目十二番十八号

氏名 上 坂 誠 和

資格 公認会計士

提 案 理 由

包括外部監査契約を締結したいので、地方自治法第二百五十二条の三十六第一項の規定により、この案を提出する。